

平成 2 8 年 第 2 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会
会 議 録

平成 2 8 年 5 月 2 4 日 開会

1 7 日間

平成 2 8 年 6 月 9 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成28年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成28年5月24日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 井上昭司

2番 関口ほづみ

3番 徳丸幸夫

4番 浅野利夫

5番 清井浩

6番 田中博治

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

2番 関口ほづみ

3番 徳丸幸夫

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親 副村長 清水秀都

教育長 矢倉龍男 人事財政課長 菊井佳宏

会計管理者兼
総務課長 中野光二 住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 和田博幸 健康福祉課参事 西口美和

まちづくり課長 森田洋文 理事 高橋昭二

施設整備課長 赤阪秀樹 理事 西川浩和

理事 松本賢一 教育課長 北浦秀明

教育課参事 近藤和浩

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 平成27年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越
計算書について

日程第4 議案第36号 専決処分（千早赤阪村税条例等の一部を改正する条

例) の承認を求めることについて

- 日程第 5 議案第 37 号 専決処分〔平成 27 年度千早赤阪村一般会計補正予算(第 10 号)〕の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 38 号 専決処分〔平成 27 年度千早赤阪村一般会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 39 号 専決処分〔平成 27 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 40 号 専決処分〔平成 27 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 41 号 専決処分〔平成 27 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについて
- 日程第 10 議案第 42 号 専決処分〔平成 27 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについて
- 日程第 11 議案第 43 号 専決処分〔平成 27 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについて
- 日程第 12 議案第 44 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 45 号 千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 46 号 平成 28 年度千早赤阪村一般会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 15 議案第 47 号 平成 28 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 16 議案第 48 号 平成 28 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について

午前10時00分 開会

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年第2回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 皆さんおはようございます。

村長選挙執行の影響で、ことしは早い6月議会の開催となりました。非常に暖かい、暖かいと言いますより暑い日でございますが、皆さん御出席いただきどうもありがとうございます。

なお、庁舎建設につきましては、先日議会の特別委員会で御報告いたしましたように、諸般の事情により、当初予定していた事業費を大幅に上回る可能性が出てまいりました。私としては、今後の村の財政運営の影響について熟慮し、再検討を決断いたしました。今後、議会や住民の皆さんの御意見をお伺いし、また御理解を得て進めてまいりたいと思います。なお、この件につきましては、27日の庁舎建設特別委員会で御審議いただく予定でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、6月議会でございますが、例年どおりでございます。ぜひスムーズに終了いたしますように、皆さんの御協力をよろしくお願ひいたしまして、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひします。

○井上議長 次に、5月17日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

清井議会運営委員長。

○清井議会運営委員長 報告いたします。去る5月17日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしました。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、報告第1号を報告後、議案第36号から議案第48号までの13議案でございます。

審議方法につきましては、議案第36号から議案第43号までを1議案ごとに本会議において審議することに決しております。議案第44号から議案第48号の5議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日5月24日から6月9日までの17日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○井上議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番関口議員、3番徳丸議員を指名いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5月24日から6月9日までの17日間といたしたいと思ます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本5月24日から6月9日までの17日間と決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第3、報告第1号平成27年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第1号は、平成27年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、昨年12月18日付で閣議決定された地方創生加速化交付金に伴う経費や情報セキュリティ強化対策事業、個人番号カードの交付事業経費、新庁舎建設の基本設計費用及び地域防災計画改定業務について、翌年度へ繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付において繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、御報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、報告第1号平成27年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

平成27年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名新庁舎建設基本設計業務1、694万9,000円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。

事業名地方公共団体情報セキュリティー強化対策事業2, 158万7,000円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、事業名個人番号カード交付事業365万9,000円のうち192万9,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

6款商工費、1項商工費、事業名金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業6,220万円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。

8款消防費、1項消防費、事業名地域防災計画改定業務1,112万4,000円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、各事業の財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○井上議長 これより報告第1号に対する質疑に入ります。

田中議員。

○田中議員 6款の商工費についてお伺いいたします。金剛山の里ツーリズムビューローの推進事業ということで、私らも説明はお聞きいたしまして、いろんなことは記載されていきました。6,220万円若干の割引ということだったので、どういうことが変更されてどういう主なものを教えてください。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 6款商工費の金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業でございますけれども、昨年度3月に交付申請をいたしました地方創生加速化交付金事業を財源として交付金を10割充てるものでございます。申請につきましては、3月18日に内示をいただきまして、6,820万円申告をしておったところでございますけれども、一部600万円ほど減額がございまして、6,220万円全額今年度へ繰り越しをいたしまして、今年度事業として実施していくものでございます。

中身につきましては、プロモーションのPRの強化、外国人の受け入れの環境整備、滞在のコンテンツプログラムの提供というような形で進めていきたいと思っております。新年度早々、ツーリズムビューローにつきましては、設立総会を開催いたしまして、5月にも第2回目の会議を行いまして、各種事業について詳細について現在進めていっておるところでございます。

以上でございます。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 わからないと思いますけど、今言われた中で外国人の受け入れという、今いろいろ難波方面では外国人多いと思いますけど、金剛山においでになるっていうのは年

間、わかる範囲で結構ですけど、どのくらいおいでになるのか。きのうもバスがとまっていたような感じ、韓国の方でしたけど便所使われてましたけど、どのくらい年間おいでになるのですか。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 金剛山につきましては、100万から120万人程度の年間の登山客があるということで事務局としては考えておりまして、最近おっしゃるとおり外国人の方も徐々に村のほうにも、一部ですけれどもお越しをいただいております、昨日も台湾の方の団体さんが来られまして、御案内をさせていただいたところでございますけれども、今回のツーリズムビューローの中で、やはり外国人を受け入れする環境を整備していくということで、ホームページでありましたり、いろんなIT等々を駆使しまして、日本語を翻訳できるような機能を整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 加速化交付金のほうでの影響はないかと思うんですが、熊本の震災によって地方創生の全国への交付金が若干削られておって、地方の事業に影響してるという話も出ておりますけれども、その点ではこの加速化交付金がどうこうなるということはないと思いますけれども、そうした熊本震災による影響というのは村にとって聞いてたらお伺いしたいと思います。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 まず、加速化交付金につきましては交付決定をいただいております、減額等々のというような話は聞いておりません。新型の交付金につきましては、新年度早々、交付申請される自治体もあろうかと思っておりますけれども、村といたしましては1回目の新年度早々の交付金には乗れずに、第2回目の交付でいきたいというふうには考えておるんですが、まだこれ、これから事業等々どれを当てるかということを検討していくところでございますけれども、交付金の内容、額自体についての正式な通知等々はいただいております。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 全国ではそうした影響があるのではという話も聞いておりますので、質問させていただいたところです。

引き続きまして、個人番号のカード交付事業ですが、192万9,000円繰越明許さ

れておりますけれども、前年度で交付されたカードっていうのは何人、それと28年度ではどれぐらいを見込まれているのかお尋ねします。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 通知カードのほうですけども、送付件数が2,393件、交付が2,378件、未交付になっておりますのが15件でございます。それで、番号カードのほうですけども、申請件数が391件今ございまして、J-LISのほうからカード到着しておりますのが372件、交付済みが315件で、ただいまの未交付件数が57件となっております。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 実際には、磁気の入ったこのカードが何件交付されてるかというのをお聞きしたいんですが、ちょっと聞き取りにくかった。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 磁気の入っているカードが個人番号カードですんで、申請件数が391件村で申請されております。その申請しているうち、カードが村に到着しているのは372件です。それで、既に交付済みが315件でございます。それ、差し引きいたしますと未交付が57件となっております。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第1号平成27年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○井上議長 議事日程第4、議案第36号専決処分（千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第36号は、平成28年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するもので、固定資産税の特例措置のわがまち特例の導入による割合を定める規定など所要の条例改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当課長より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜

りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、改正内容について新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

まず、1 ページ目の第 5 6 条の改正でございますが、固定資産税の非課税規定の適用についてでございます。平成 2 8 年 4 月 1 日に独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構が統合し独立行政法人労働者健康安全機構となるため、改正を行うものでございます。

次に、2 ページの第 5 9 条は、固定資産税の非課税規定の適用を受けなくなった場合の申告義務を定めたものでございますが、第 5 6 条の改正と同様に、第 1 6 号を追加しまして独立行政法人労働者健康安全機構を加えるものでございます。

次に、附則第 1 0 条の 2 でございますが、地方税の特例措置について国が一律に定めていた内容について、市町村が判断し条例で決定できる仕組み、わがまち特例が導入されたことに伴い、特例の割合を定める規定でございます。

まず、第 4 項は項ずれによる改正でございます。

次に、第 7 項は津波防災地域づくりに関する法律に基づき新たに取得されまたは改良された津波対策の用に供する償却資産についての特例でございまして、その割合を 2 分の 1 とするものでございます。

次に、第 8 項、第 9 項は、項ずれによる改正でございます。

次に、第 1 0 項から第 1 4 項につきましては、電気事業者による再生可能エネルギーの発電設備に係る固定資産税の割合でございます。まず、第 1 0 項は太陽光発電設備についての特例でございまして、その割合を 3 分の 2 とするものでございます。次に、3 ページの第 1 1 項は風力発電設備についての特例でございまして、その割合を 3 分の 2 とするものでございます。次に、第 1 2 項は水力発電設備についての特例でございまして、その割合を 2 分の 1 とするものでございます。次に、第 1 3 項は地熱発電設備についての特例でございまして、その割合を 2 分の 1 とするものでございます。次に、第 1 4 項はバイオマス発電についての特例でございまして、その割合を 2 分の 1 とするものでございます。

第 1 5 項から第 1 7 項は、項ずれによる改正でございます。

次に、第 1 8 項は都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税についての特例でございまして、その割合を 5 分の 4 とするものでございます。

次に、4ページの第10条の3第8項第5号につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の申告事項に熱損失防止改修工事に係る補助金等の額を追加するものでございます。

次に、5ページから8ページの村たばこ税に関する経過措置につきましては、地方税法施行規則の一部改正に伴い、字句等の所要の改正を行うものでございます。

次に、8ページでございますが、附則としましてこの条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、固定資産税に関する経過措置についてでございますが、附則第2条は新条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成28年度以後の年度分の固定資産税に関して適用し、平成27年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によるものでございます。

次に、第2項から10ページの第9項までは、わがまち特例に係る規定でございますが、いずれも平成28年4月1日以後に新たに取得した設備等に対して課する平成29年度以降の固定資産税について適用するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 もう少しちょっと詳しく教えていただきたいんですけど、新旧対照表の12ページです。太陽光発電設備したら固定資産税が3分の2ということなんですけど、太子とか河南にはかなり田んぼの上に太陽光発電設備設けられるところをちらちらと見受けます。本村は少ないとは思いますが、これ実際、設備すると太陽光発電設備にかかった費用の固定資産ですか。それとも田んぼとかその土地に対する固定資産なのか教えてください。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 減税につきましては、聞きますと太陽光発電設備の償却資産ですんで、その設備に関して標準の課税から、太陽光発電でいきますと3分の2を減税するというものでございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 この村ではこういう要望が何件か出てるわけですか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 要望といたしますか、規模に応じて認定された設備でございますので、今までの設備に関しては数件実際にやってるところでございます。ただ、今回の条例につきましては、28年度4月1日以降に新たに設置した場合でございますので、今

のところはまだ申請のほうはございません。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第36号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第36号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第36号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第5、議案第37号専決処分〔平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第10号)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第37号は、平成27年3月28日付で専決処分いたしました平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第10号)について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、国の地方創生に係る交付金事業で活用した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金について事業実績の総額が確定しましたので、不用となった当該交付金を返還いたすもので、歳入歳出それぞれ676万2,000円を増額いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第37号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）の御説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正で歳入歳出それぞれ676万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,886万4,000円といたします。

続きまして、10ページをごらんください。

歳入歳出事項別明細書の3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画管理費、補正額676万2,000円の増、全額一般財源で事業確定による地域活性化・地域住民等緊急支援交付金返還金でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

8ページ、歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額676万2,000円の増でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 これ返還金ということは、事業もしなくてよくなったということで、解釈でよろしいのでしょうか。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 地域活性化の地域住民等緊急支援交付金ということで申請をさせていただきまして、27年度に交付事業のほうで確定をいたしまして、その残額676万2,000円のほうをお返しするという形で、今回専決処分をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 これによりますと基金繰入金が14,270万円最終的には基金としては今年度27年度決算の見込みでどのぐらいになるのでしょうか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 平成27年度は、決算見込みのほうで財政調整基金につきましては約16億円の予定でございます。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。ほかに。

清井議員。済んません。

○清井議員 補正予算の提出の手順のことについてお聞きします。この件は3月28日であって、次に上がってきます議案第38号は3月31日付ですか。これは同時にはできなかつたということですか。その理由はどういうことですか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 この事業、今回の専決にさせてもろた分につきまして、一応26年度にお金、歳入のほうでもらいまして、27年度で繰り越して事業のほうをさせてもろてまして、その先ほど森田課長申し上げたように27年度の事業の確定がしまして、その分残額出たんで返金するちゅうことございまして、本来なら次の専決処分と一緒にするんですけど、国の返還期間の関係上、一応早いことしなければならぬいちゅうことなんで、日付のほうも早いこと専決させてもろたちゅうような状況でございます。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第37号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第37号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第6、議案第38号専決処分〔平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第38号は、平成28年3月31日付で専決処分いたしました平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(最終)について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、3月定例議会以降確定した財源や経費について補正させていただいたものでございまして、歳入歳出それぞれ2,294万円を減額いたしまして、予算総額を31億9,592万4,000円といたすものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては、村税、地方消費税交付金、地方交付税等の一般財源の増減補正、また国庫支出金及び府支出金、繰入金、村債、その他の特定財源の最終確定に伴います増減の補正でございます。

一方、歳出につきましては、特定財源の確定に伴います財源更正及び不用になります減額補正など行わせていただきました。

なお、不用等によります剰余金につきましては、財政調整基金で調整しております。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第38号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(最終)の御説明を申します。

まず初めに、1ページをごらんください。

第1条につきましては歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ2,294万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ31億9,592万4,000円といたします。

続きまして、第2条でございます。

繰越明許費の補正で、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費で、追加となる事業につきましては、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名個人番号カード交付事業365万9,000円でございます。

変更となる事業は、6款商工費、1項商工費、事業名金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業で、変更後の金額が6,220万円でございます。

8款消防費、1項消防費、事業名地域防災計画改定業務で、変更後の金額が1,112万4,000円でございます。

次に、歳入歳出予算事項明細書により御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

10ページは、2歳入でございます。

歳入全般につきましては、確定したもののまた決算見込みによる増額補正でございます。主なものにつきまして御説明申し上げます。

1款村税、1項村民税、1目個人1,400万円の増、2目法人300万円の増、2項固定資産税、1目固定資産税300万円の増でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金464万7,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

6款地方消費税交付金4,331万5,000円の増。

10款地方交付税1億1,122万6,000円の増でございます。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金62万6,000円の減から——18ページをお開きください——18ページの下段、15款府支出金、3項府委託金、6目土木費府委託金5万4,000円の減までの負担金、使用料及び手数料、国府支出金などの増減は事業確定などによるものでございます。

20ページをお開きください。

18款繰入金、2項繰入金、3目財政調整基金繰入金1億4,271万1,000円の減。財政調整基金繰入金の減でございます。

20款諸収入、4項雑入238万7,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

21款村債、4目衛生債費130万円の減から11目臨時財政対策債109万2,000円の減は、事業確定などによります地方債の減でございます。

続きまして、24ページをお開きください。

3歳出でございます。

歳出の全般につきましても、事業確定などによるそれぞれの不用額及び財源更正の増減

補正で、主なものにつきまして御説明申し上げます。

1 款議会費、1 項議会費 1 3 5 万 1, 0 0 0 円の減、会議録作成委託料や職員人件費などの減でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 9 4 1 万 3, 0 0 0 円の減は、3 節職員手当等 1 9 6 万 4, 0 0 0 円と 4 節共済費 4 9 1 万 3, 0 0 0 円などの減でございます。

次のページをお開きください。

中段、4 目財産管理費 4 1 6 万 4, 0 0 0 円の減は、庁舎維持管理費 3 0 2 万 4, 0 0 0 円などの減でございます。

5 目財政管理費 2 億 2, 2 7 7 万円の増は、財政調整基金などの積立金の増でございます。

7 目企画管理費 5 7 1 万 4, 0 0 0 円の減は——次のページをお開きください——交流人口プロジェクト事業 4 3 6 万 2, 0 0 0 円などがございます。

8 目電子計算費 3 1 8 万 4, 0 0 0 円の減は、住民情報系総務管轄経費などの減でございます。

3 2 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会費、1 目社会総務費 1, 9 2 1 万 4, 0 0 0 円の減は、介護訓練等給付事業費や——次のページをお開きください——職員人件費などの減でございます。

続きまして、3 6 ページをお開きください。

3 目老人医療助成費 8 3 6 万 7, 0 0 0 円の減から 6 目子ども医療助成費 3 3 8 万 8, 0 0 0 円の減は、医療費助成など各補助事業の確定によります減でございます。

9 目介護保険費 5 5 2 万 5, 0 0 0 円の減、介護保険特別会計繰出金などの減でございます。

次のページをお開きください。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費 5 6 3 万 5, 0 0 0 円の減、児童手当支給費や村内保育所運営委託費などの減でございます。

次のページをお開きください。

4 項衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 1, 2 2 0 万円の減、予防接種事業経費や——次のページをお開きください——健康増進法関連保健事業経費などの事業確定などによる減でございます。

続きまして、4 4 ページをお開きください。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 2 7 7 万 9, 0 0 0 円の減、1 3 節委託料などの減でございます。

続きまして、48ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費868万円の減、金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業交付金などの減でございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費1,232万1,000円の減——次のページをお開きください——職員人件費などの減でございます。

続きまして、2項道路橋梁費、1目道路維持費2,551万4,000円の減、道路橋梁修繕設計業務委託料や道路橋梁修繕工事などの減でございます。

続きまして、52ページをお開きください。

3項都市計画費、2目下水道費1,565万9,000円の減、下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

次のページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費950万9,000円の減、18節備品購入費などの減でございます。

次のページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費525万7,000円の減、アルバイト賃金や教育環境整備基本構想委託料などの減でございます。

続きまして、62ページをごらんください。

6項保健体育費、2目体育施設費582万5,000円の減、ほか体育施設管理経費などの減でございます。

3目学校給食費411万6,000円の減、給食調理業務委託料などの減でございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 若干不満があります。ちょっと教えてください。

50ページ、土木費なんですけれども、道路維持管理費が2,550万円減になっております。3月の28年度の予算のときに、27年度から2,000万円ほど道路維持管理が上がっているということで、一般質問でもさせていただきました。

ところで、27年度には私は要望として区長の判をいただいて、写真を張りつけて道路を直してくださいという要望をいたしました。それにもかかわらず、それを差しおいて道路維持管理費がマイナスとかいろいろなっているのは、これは工事の怠慢ということに私

は思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○井上議長 西川理事。

○西川理事 今回、減額2,500万円に及ぶんですけども、その大きな原因といたしましては、大きな額を張っております道路橋梁修繕設計業務委託料でありましたり、道路橋梁修繕工事の落札差金、この辺が大きくて、これらが積み上がってトータルマイナス2,500万円に達したものでございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 委託料と道路請負費だって1,197万円、1,200万円ほどの減になっているわけなんですよね。私が要望したところでは、この1,000万円もかからない。それも通学路であり、坂道であり、実際けが人も出てるということで強く要望したわけなんですけれども、完全に無視されたとは私は思ってるんですけど、その辺どうですか。

○井上議長 赤阪課長。

○赤阪施設整備課長 今、浅野議員おっしゃってる部分なんですけども、村のほうでは28年度で実施させてもらう予定をいたしておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 確かに順序はあると思います。優先順位がね。でも、実際けが人が出てる、そういうことで通学路が多い、特に朝は小学校の3分の1が私の家の前を歩いていくんですけど、かなり男の子がふざけたり、五、六年前にはけが人が出ました、小学生で。あとは大の大人が夜中にけがをしております。暗いっちゃんこともありますが、その辺を早く手だてすべきだと私は思っております。28年度でやっていただけるならいいんですけど、もう何かにつけてそういうところは緊急性を要するという判断をぜひともしていただきたいということをお願いしておきます。

○井上議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 歳入の個人税が1,400万円増額になっておりますけれども、これはどういう背景からかお尋ねします。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 実績、当初の予算の見込みから実際の決算ベースでの見込みが増加したということで、当初予算が若干少なかったということでございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 当初の予算が少なくてふえたというのはわかるんですよ、数字だけ見たら。

背景として、給与所得者の人がふえたんかなあとか、それから所得が減る中で村の人の所得はちょっとよそよりふえたんかなあとか、その辺のことがわかってたらお聞きしたかったんですけども。給与所得者がふえるということは年金者が多い中で喜ばしいことなんですけれども、その辺の判断は全くわかりませんか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 細かい分析のほうはしておりませんので、また分析しまして報告していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○井上議長 ほかにございませんか。

清井議員。

○清井議員 毎年6月にだあっと不用額、不用額並びで、歳出のほうは、歳入のほうは、例えば村税、それから地方交付税がふえてますか。

それです、村税についてお聞きしたいんですけども、会計のほうで出納を最終的に閉鎖するのは5月ですか。それまでにいった村税は当年度になるっちゃうことですか。27年度になるとか、そういうことはないんですか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 年度分ですので、当然3月末の納付期限は定めておりますので、その分については27年度でございます。現年度以外に滞納分等ございますので、そういった形で28年度分が入ってる分もありますので、その辺は合算といいますか、まぎってますけども、基本的には3月末までの納付期限の分について、27年度分で処理しているということでございます。

○井上議長 清井議員。

○清井議員 次に、地方譲与税以下、これは補正前の額っていうのは多分当初予算の額だと思いますが、地方交付税を除いてですね。これの決定通知っていつですか、いつの時期になるんですか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 この各種譲与税等につきましては、国のほうから通知来るのが、例えば地方消費税交付金でしたら6月、9月、12月、3月交付ということで、もう3月ぎりぎりに来るのが多いので、それぞれ額が概算、概算で、最終決定されるのがどないしても3月になるというような感じで通知が来ます。

以上でございます。

○井上議長 清井議員。

○清井議員 それから、歳出側でいろんな事業に対する不用額出ておりますが、先ほど村

長は3月の定例会以降に決定したというふうにした部分についての補正をしたということをおっしゃってるんですけども、内容を個々に見ましたら、それまでに既に決まってることもあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺のことはどうなんですか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 基本的には、各その例えば事業でも工事なんかでも完了した分とか、そういったものは当然完了してます。一応、総まとめで慣例により、3月にほかの事業も合わせてというような形でやっておるのが現状なんで、中に工事とかもう契約も済んで、事業も関連しているものについては、先生おっしゃるとおり、もう3月前に決定している部分も現実的にはあります。

以上でございます。

○井上議長 清井議員。

○清井議員 だから、3月、大抵定例会ではその年の補正、一般会計の補正ですとかいろんな出てくるわけですけども、その中で何か整理していく方法っていうのは考えられませんか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 基本的には、各定例会のたびに補正がありますんで、そこで各課からいわゆる補正予算の要望なり聞いて、現状的には補正予算を計上させてもろてますんで、ただその中でやはり、もう落減とかもう事業完了してるものについては、まだ若干そこまで減額の分が結構してない、してられてない事業等もありますので、先生おっしゃるとおりでございますので、今後は増額するだけではなく、その補正のたびに決算見込みなりを考慮しながら、そういったもう事業わかってるものについてはそれぞれの議会のほうで減額するなりの対応を今後各課に指示してやっていく予定でございますので、御理解よろしくをお願いします。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第38号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第38号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第7、議案第39号専決処分〔平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第39号は、平成28年3月31日付で専決処分いたしました平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(最終)について、議会の承認を求めますのでございます。

事業勘定において、歳入歳出それぞれ2,212万6,000円を減額いたしまして、予算総額を11億1,315万8,000円といたしましたものでございます。

歳入の主なものにつきましては、療養給付費等負担金及び財政調整交付金など国庫支出金、退職被保険者等に係る療養給付費交付金、府支出金、ほか特定財源の確定に伴います増減の補正でございます。

歳出につきましては、総務費、一般被保険者に係る保険給付費、保健事業費などの不用額の減並びに財源更正でございます。

直営診療所施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ118万円を減額いたしまして、予算総額を1,170万8,000円といたしましたものでございます。

歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金及び事業勘定繰入金などの確定に伴います増減の補正でございます。

歳出につきましては、一般管理費の不用額の減並びに財源更正でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認お願い

申し上げ、提案理由といたします。

○井上議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第39号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（最終）を御説明申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、事業勘定分でございます。

歳入では、国庫支出金、療養給付費等交付金などの確定に伴う増減です。

歳出では、経費の不用による減と財源更正が主な内容で、最終的な数計整理をいたしました。

次に、直営診療施設勘定分でございますが、備品購入費などの不用による減と文書手数料や一般会計繰入金などの確定に伴う増減で、最終的な数計整理を行いました。

10ページをお願いいたします。

事業勘定、2歳入でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金から3目特定健康診査等負担金までの補正総額は297万2,000円の増で、それぞれ負担金の確定に伴う増減でございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額は61万5,000円の増で、補助金の確定に伴う増でございます。

5款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、補正額は825万5,000円の減で、交付金確定に伴う減でございます。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、補正額は2万8,000円の減で、交付金の確定に伴う減でございます。

7款府支出金、1項府負担金、1目高額療養費共同事業負担金、2目特定健康診査等負担金の補正総額は2万3,000円の減で、それぞれ負担金の確定に伴う増減でございます。

次のページをお願いいたします。

7款府支出金、1項府補助金、1目財政調整交付金、2目事業助成補助金の補正総額は438万円の減で、それぞれ補助金の確定に伴う増減でございます。

10款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額は2万8,000円の減で、財政調整基金預金利子の減でございます。

11款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額は5万円の減で、2節職員給与費等繰入金、4節財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う増減でございます。

1 1 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額は1, 4 8 1 万6, 0 0 0 円の減で、歳入歳出の確定に伴う減でございます。

1 3 款諸収入、3 項雑入、3 目一般保険者返納金、4 目退職被保険者等返納金の補正額は1 8 6 万7, 0 0 0 円の増で、返納金の確定に伴う増でございます。

次のページをお願いします。

3 歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費から2 目国民健康保険団体連合会負担金までの補正総額は6 5 万8, 0 0 0 円の減で、財源更正とアルバイト賃金等の不用による減でございます。

2 項運営協議会費、1 目運営協議会費、補正額は8, 0 0 0 円の減で、委員報酬等の不用による減でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費から5 目審査支払手数料までの補正総額は1, 4 8 7 万7, 0 0 0 円の減で、財源更正と一般被保険者療養給付費等の不用による減でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費から3 目一般被保険者高額介護合算療養費までの補正総額は6 9 万4, 0 0 0 円の減で、財源更正と一般被保険者高額療養費等の不用による減でございます。

5 項葬祭費、1 目葬祭費、補正額は3 0 万円の減で、葬祭費の不用による減でございます。

6 項精神・結核医療給付費、1 目精神・結核医療給付費、補正額は1, 0 0 0 円の減で、精神・結核医療給付費の不用による減でございます。

3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金、1 目後期高齢者支援金、2 目後期高齢者関係事務費拠出金の補正総額は9 0 万7, 0 0 0 円の減で、財源更正と後期高齢者支援金負担金の不用による減でございます。

次のページをお願いします。

4 款前期高齢者納付金、1 項前期高齢者納付金、1 目前期高齢者関係事務費拠出金、補正総額は2, 0 0 0 円の減で、前期高齢者関係事務費拠出金の不用による減でございます。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、2 目老人保健事務費拠出金、補正額は6, 0 0 0 円の減で、老人保健事務費拠出金の不用による減でございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、補正額は4 4 万4, 0 0 0 円の減

で、財源更正と介護納付金の不用による減でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金から 5 目その他共同事業拠出金までの補正総額は 1 万円の減で、財源更正と高額医療費共同事業の事務費拠出金等の不用による減でございます。

次のページをお願いいたします。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、7 節賃金から 1 3 節委託料までの補正総額は 3 0 万 1, 0 0 0 円の減で、財源更正とアルバイト賃金などの不用による減でございます。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、補正額は 9 万 4, 0 0 0 円の減で、2 目疾病予防費、補正額は 1 1 3 万 8, 0 0 0 円の減、3 目健康家庭表彰費、補正額は 8 万 6, 0 0 0 円の減で、いずれも財源更正と不用による減でございます。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、補正額は 2 万 8, 0 0 0 円の減で、財源更正と預金利子積立金の減でございます。

1 0 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険料還付金、補正額は 4 8 万円の減で、財源更正と還付加算金の不用による減でございます。

次のページをお願いします。

1 0 款諸支出金、3 項繰入金、1 目施設勘定繰入金、補正額は 2 0 9 万 2, 0 0 0 円の減で、財源更正と施設勘定繰入金の不用による減でございます。

続きまして、直営診療施設勘定でございます。

2 8 ページをお願いいたします。

2 歳入でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目文書手数料、補正額 2 万 8, 0 0 0 円の減で、診断書等交付手数料でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 1 6 万 1, 0 0 0 円の増で、前年度繰越金でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 8 7 万 3, 0 0 0 円の増で、一般会計繰入金でございます。

4 款繰入金、2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金、補正額 2 0 9 万 2, 0 0 0 円の減で、特別調整交付金でございます。

5 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、補正額 9 万 4, 0 0 0 円の減で、電気料金でございます。

歳入はいずれも確定に伴う増減でございます。



次のページをお願いいたします。

3歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、9節旅費から19節負担金補助及び交付金までの補正総額は118万円の減で、備品購入費や千早診療所運営費助成金の減などでございます。

以上でございます。御説明といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 2月の臨時議会で高額な給付費が必要なんということで基金から繰り入れたことを覚えてるんですけど、その上でそういうことがありまして今回また基金に要らなかったから返すという、1,481万6,000円予定してたものがもう要らなくなったのでそれは基金に残るということで、それで基金の27年度の決算見込みをお尋ねしたいことと、それが一つと、それから2月の補正をしたときの今後の給付費がどのようになるのか、2カ月ぐらい先にならないと請求がこないのかわからないということでしたけれども、それはもう28年度の予算でそうした人の分はとってるから余り変動はないのか、その辺の動向だけお尋ねしたいと思います。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 基金の残高でございますが、約1億6,000万円です。それで、2月に補正させていただきまして、超高額ということで1件2,000万円のレセプトが出まして、その時点でまだあと一カ月分の療養給付費が残ってございましたので、補正額といたしまして余裕を見て補正させていただきまして、基金を取り崩すことなく、今回補正させていただいたということでございます。

それで、今後どういうふうになるかということでございますが、4月、5月の2カ月間でございますけれども、対前年で1,000万円の増となっております。それが今の実績でございます。今後どうなっていくかというのは、しばらく様子を見てみなわからないと、千早赤阪村のような小さい保険者では増減がちょっとあるんかなというふうな感じでございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 非常に高額な療養費が必要だということで、2月か3月でしたか、そういう措置をとりまして、今回その基金についても使わなくてもよかったということで、今後もしそういうことがあったとしても、1億6,000万円というのはずっと以前から同じ額でありますけれども、こうしたことが変動があったとしても何とかいけるのかなと現状で

私は判断しておりますけれども、担当課としてはどのようにお考えか。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 基金は1億6,000万円ただいまございますけれども、平成27年度に保険料を引き下げいたしております。引き下げ分といたしまして約4,000万円となっておりますので、平成28年には基金を取り崩すというようなことになると思います。以降、29年度の保険料につきましても基金を運用して保険料を設定していきたいと考えております。

以上です。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 引き下げを実施して、する以前から1億6,000万円、ずっとこれで、引き下げをしたけれども保険事業については安定的にやっていただいているということで、この保険料で現状広域化になるぐらいまではいけるだろうということで判断しておられましたけれども、そういうふうには判断してよいということですね。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 平成27年度の決算見込みでございますけれども、前年度からの繰越金が約8,000万円ございました。それで、平成28年度に繰り越しの見込みが約1,000万円の見込みでございますので、8,000万円の繰り越しがありましたけれども、7,000万円を使用したというふうなことになっております。これは保険料の引き下げと給付費が急激に増加したというところがございますので、8,000万円の繰越金が29年度には1,000万円の繰り越しになるということでございます。ですので、平成29年度も、給付費がどうなるかわかりませんが、基金がございまして、その辺で運用していきたいと考えております。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第39号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第8、議案第40号専決処分〔平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第40号は、平成28年3月31日付で専決処分いたしました平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(最終)について、議会の承認を求めるところでございます。

本議案は、3月定例議会以降確定した財源や経費について、議会を招集する時間的余裕がないことから補正させていただいたものでございます。

歳入歳出それぞれ538万4,000円を減額いたしまして、予算総額を6億7,924万8,000円といたしましたものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金の特定財源の確定に伴います減額の補正でございます。

歳出につきましては、総務費、保険給付費など不用額の減額並びに財源更正をいたしましたものでございます。

内容につきましては担当課長より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 それでは、議案第40号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度介護保険特別会計補正予算(最終)の御説明を申し上げます。

8 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入でございます。

歳入全般につきましては、保険給付費など確定したものや決算見込みによる増減補正でございます。主なものにつきまして御説明申し上げます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料1,621万9,000円の増でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、2 目地域支援事業費負担金27万9,000円の減でございます。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料3,000円の減でございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金363万2,000円の減で、国庫負担金の交付決定によるものでございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金265万1,000円の減で、調整交付金の交付決定によるものでございます。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）13万7,000円の減、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）10万2,000円の減で、事業費確定によるものでございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金709万円の減——次のページをお開きください——2 目地域支援事業支援交付金15万3,000円の減、いずれも交付決定によるものでございます。

6 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費府負担金199万9,000円の減、交付決定によるものでございます。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金1万円の増でございます。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金381万4,000円の減、2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）6万6,000円の減、3 目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）10万1,000円の減、4 目低所得者保険料軽減繰入金5万9,000円の減で、保険給付費や事業費の確定によるものでございます。

5 目その他一般会計繰入金102万8,000円の減で、要介護認定等事務費などによるものでございます。

2 項基金繰入金、2 目介護給付費準備基金繰入金41万9,000円の減で、保険給付費の確定によるものでございます。

次のページをお開きください。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金4万円の増でございます。

次のページをお開きください。

3歳出でございます。

歳出全般につきましては、事業費等が確定したことによる不用額の減額や財源更正による増減補正でございます。主なものにつきまして御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費17万6,000円の減、2目連合会負担金1万6,000円の減で、不用による減でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費3万1,000円の減で、不用による減でございます。

3項介護認定審査会費、1目認定調査等費47万1,000円の減で、不用による減でございます。

2目認定審査会共同設置負担金22万3,000円の減で、審査会委員の欠席による委員報酬などの減によるものでございます。

5項計画策定委員会費、1目計画策定委員会費7,000円の減で、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会委員報酬の減でございます。

次のページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費で、1目居宅介護サービス給付費から9目居宅介護サービス計画給付費、合計2,402万5,000円の減で、財源更正及び不用による減でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費から7目介護予防サービス計画給付費、合計82万7,000円の減で、不用による減でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料1万1,000円の減で、不用による減でございます。

次のページをお開きください。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目2次予防事業費14万3,000円の減でございます。

2目1次予防事業費46万6,000円の減でございます。

次のページをお開き願います。

2項包括的支援事業・任意事業費、6目任意事業費69万4,000円の減、不用による減でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金2,279万5,000円の増、基金積立金でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金7万円の減でございます。

以上、御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 27年度は介護保険料が引き上げられました。1年目の年です。それで、保険給付費が2,400万円要らなくなったということで基金に積み立てることになっておりますが、27年度の介護保険料が上がったことで非常に介護保険料が高いと。国保料が27年度から引き下げられて皆さん喜んではる一方で、介護保険を払ってはる人にとっては物すごいこれが負担やという声がそちらのほうにも届いてるかと思うんですけども、これ3年間の当初になりますけれども、基金の積み立てが、基金で繰り越しながらやってきたということもありますけれども、基金の残高、見通し、27年決算で幾らになるのか、それもお尋ねします。

○井上議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 27年度決算の基金の残高でございますけども、約3,000万円でございます。

今後の見通しですけども、5期におきまして基金も取り崩しておったということで、今回6期で若干保険料、若干ということもないですけども、保険料を上げさせていただいております。給付費等、1年目の年はちょっと基金も積み立てられたということで、1年目から基金を積み立てられない状況ですと、2年、3年後、財政的、運用的にも難しくなります。今回、基金を積み立てられたことによって、今後2年目、3年目におきましては給付費等は伸びていくものとはこちらは考えておりますので、若干取り崩しも出てくる可能性もないこともありませんので、計画的には1期目としては妥当かなというふうには考えております。2年目、3年目、3年目になりますと、一応収支的にはとんとんかぐらいにはなっていくかなというふうな計画になっておりますので、そのような形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 計画としては理解できるんですけども、特に居宅介護サービス給付費の減額が多いように思いますけれども、今後は我々が団塊の世代で介護サービスを受けなあかん事態がふえてくるかと思うんですけども、そういう意味ではいたし方ないなあというふうにも思います。

ただ、私たちは、介護保険がもうこれ以上上がったら大変やということから、一般会計

からの繰り入れも考えてやっていくべきではないかということを主張しておりましたけれども、この第5期ですか6期ですか、については上げられることはないと思いますけれども、今後はやはりこれ以上介護保険料を上げないためにも一般会計から繰り入れなども検討、もしものときはそういうことも検討してほしいなあと思いますけれど、これは要望にしておきます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第40号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第9、議案第41号専決処分〔平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第41号は、平成28年3月31日付で専決処分いたしました平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(最終)について、議会の承認を求める

ものでございます。

歳入歳出それぞれ449万5,000円を減額いたしまして、予算総額を9,259万6,000円といたしましたものでございます。

歳入につきましては、保険料、一般会計繰入金などの減額でございます。

歳出につきましては、総務費、広域連合納付金など経費の不用による減額でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第41号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（最終）を御説明申し上げます。

本補正予算は、総務費の経費の不用や広域連合納付金の確定による減額と後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金などの確定による最終的な数計整理を行いました。

歳入歳出事項別明細書の歳入より御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、補正額126万1,000円の減で、主に現年度分保険料でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、補正額4,000円の減でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額15万8,000円の減、2目保険基盤安定繰入金275万2,000円の減、合計291万円の減でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額35万6,000円の減で、前年度の繰り越しでございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額3万6,000円の増で、大阪府後期高齢者医療制度特別対策補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

3歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費5,000円の減、11節需用費1,000円の減、12節役務費1,000円の減、13節委託料1,000円の減、18節備品購入費1万7,000円の減、今回補正総額2万5,000円の減は、不



用による減でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 4 0 7 万 3, 0 0 0 円の減で、保険料、延滞金、保険基盤安定納付金でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 2 9 万 6, 0 0 0 円の減でございます。

2 目還付加算金、補正額 1, 0 0 0 円の減は、不用による減でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額 1 0 万円の減は、不用による減でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第 4 1 号につきましては、会議規則第 3 8 条第 3 項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 1 号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第 4 1 号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第 4 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第 1 0、議案第 4 2 号専決処分〔平成 2 7 年度千早赤阪村下水道事

業特別会計補正予算（最終）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第42号は、平成28年3月31日付で専決処分いたしました平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（最終）について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,751万4,000円を減額いたしまして、予算総額を2億3,068万3,000円といたしましたものでございます。

主な内容でございますが、歳入では下水道使用料を167万8,000円、一般会計繰入金を1,565万9,000円、下水道事業債を140万円減額するものでございます。

歳出では、下水道総務費、下水道建設費、公共下水道管理費、公債費の減額が主なものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認お願いいたします。

○井上議長 詳細説明を赤阪施設整備課長。

○赤阪施設整備課長 議案第42号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度千早赤阪村下水道特別会計補正予算（最終）について御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。全般にわたりまして、確定に伴う増減でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金2,000円の減でございます。

続きまして、2項負担金、1目受益者負担金28万6,000円の減でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料167万8,000円の減でございます。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金1,565万9,000円の減でございます。

5款諸収入、1項村預金利子、1目村預金利子1,000円の減でございます。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入151万2,000円の増でございます。平成26年度分流域下水道維持管理負担金等の精算金に伴う返還でございます。

6款村債、1項村債、1目下水道債140万円の減でございます。

続きまして、10ページの歳出でございます。

1 款下水道費、1 項下水道総務費、1 目一般管理費 2 4 9 万 9, 0 0 0 円の減でございます。職員人件費などの減によるものでございます。

2 項下水道建設費、1 目下水道建設費 5 2 3 万 9, 0 0 0 円の減でございます。落札差金や水道事業への支障物件補償の減などによるものでございます。

2 目流域下水道建設費 1 4 0 万 8, 0 0 0 円の減でございます。流域下水道建設費負担金の減によるものでございます。

3 項下水道管理費、1 目公共下水道管理費 5 9 5 万 6, 0 0 0 円の減でございます。修繕費等の減によるものでございます。

2 目流域下水道管理費 1 4 9 万 3, 0 0 0 円の減でございます。流域下水道負担金の減によるものでございます。

2 款公債費、1 項公債費、2 目利子 7 7 万 1, 0 0 0 円、下水道事業債償還利子の減によるものでございます。

3 目一時借入金 1 4 万 8, 0 0 0 円の減で、不用による減でございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 2 号につきましては、会議規則第 3 8 条第 3 項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 2 号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第 4 2 号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第 4 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第11、議案第43号専決処分〔平成27年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(最終)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第43号は、平成28年3月31日付で専決処分いたしました平成27年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(最終)について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,540万2,000円を減額いたしまして、予算総額を8,055万2,000円といたしましたものでございます。

歳入の主なものにつきましては、旅客収入の減によるものでございます。

歳出につきましては、旅客収入減による指定管理料の減額など経費の確定によるものでございます。

内容については担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 議案第43号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算(最終)の御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条につきましては歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1,540万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,055万2,000円といたすものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正につきましては、予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

歳入につきましては、事業確定などによる増減、調整の補正でございます。

1款索道事業収入、1項索道営業収入、1目運輸収入につきましては、乗車券収入、手荷物収入の確定によりまして1,606万円の減でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は176万7,000円の増、4款諸収入、1項

村預金利子、1目村預金利子1,000円の減でございます。

4款諸収入、2項雑入、1目納付金4万8,000円の減、2目雑入6万6,000円の減は、香楠荘の指定管理者納付金等の確定によるものでございます。

6款村債、1項村債、1目観光事業債100万円の減は、観光施設事業債の確定による減、7款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は財政調整基金利子で6,000円の増でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

3歳出でございます。

歳出につきましても、事業確定などによる不用による減、及び財政調整基金預金利子の増額補正でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費37万円の減は、職員旅費や負担金、消費税の減によるもの、次の2項広告宣伝費、1目広告宣伝費33万7,000円の減は、需用費や委託料の減でございます。

2款観光事業費、1項索道事業費、1目索道管理費1,445万5,000円の減は、指定管理料1,048万3,000円の減を初め、需用費や維持補修工事など確定による減、次の2項宿泊営業費、1目宿泊管理費19万5,000円の減は、需用費や保険料の減でございます。

次の12ページをお開きください。

3款公債費、1項公債費、2目利子5万1,000円の減は、利子償還金の減でございます。

4款諸支出金、1項基金費、1目基金費6,000円の増は、財政調整基金利子分の積立金でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第43号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第43号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第43号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第12、議案第44号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第44号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

本議案は、地方公務員災害補償法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償基準を定める政令が改正され、同一事由による厚生年金保険法による年金給付と傷病補償年金及び休業補償が合わせて支給される場合の調整率が引き上げられたため、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第44号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第13、議案第45号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第45号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に一部改正があったことから、村基準の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、保育所等が不足していることに鑑み、当分の間、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員の配置基準や資格要件が緩和されることによる特例規定の追加及び建築基準法施行令の改正に伴い、特別非常階段に係る規制が合理化されることにより、小規模保育事業所A型、B型及びC型並びに保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における避難用階段の規定について改正するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第45号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第14、議案第46号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第46号は、平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1億1,084万4,000円を追加いたしまして、予算総額を30億539万2,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、人件費につきましては4月1日付の人事異動に伴う組みかえや非常勤職員経費、消防団員の退職に伴います費用、ふるさと応援寄附金事業などの経費の増額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第46号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第15、議案第47号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第47号は、平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ296万円を追加いたしまして、予算総額を10億6,321万4,000円とするものでございます。

内容でございますが、国民健康保険制度改正に伴う電算システムの改修委託料の増額を補正するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第47号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第16、議案第48号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第48号は、平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ537万3,000円を追加いたしまして、予算総額を7

億4,580万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成27年度の介護給付費及び地域支援事業等の確定に伴う国庫、府負担金並びに支払基金への精算返還金や介護保険法改正に伴う電算システム改修費などの増額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第48号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦勞さまでした。

午前11時52分 散会

平成28年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成28年6月9日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番	井上昭司	2番	関口ほづみ
3番	徳丸幸夫	4番	浅野利夫
5番	清井浩	6番	田中博治
7番	山形研介		

4. 欠席議員

なし

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長	松本昌親	副村長	清水秀都
教育長	矢倉龍男	人事財政課長	菊井佳宏
会計管理者兼 総務課長	中野光二	住民課長	池西昌夫
健康福祉課長	和田博幸	健康福祉課参事	西口美和
まちづくり課長	森田洋文	理事	高橋昭二
施設整備課長	赤阪秀樹	施設整備課理事	西川浩和
理事	松本賢一	教育課長	北浦秀明
教育課参事	近藤和浩		

7. 議事日程

日程第 1 議案第44号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 2 議案第45号 千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 3 議案第46号 平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）

について（委員長報告）

- 日程第 4 議案第 47号 平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 48号 平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 49号 動産の取得について
- 日程第 7 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 8 過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 9 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 10 一般質問

午前10時00分 開議

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年第2回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○井上議長 日程第1、議案第44号から日程第5、議案第48号までの5議案につきましては、5月24日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第1、議案第44号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから日程第5、議案第48号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）についての5議案を一括議題といたします。

まず、議案第44号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第45号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第46号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）の総務民生所管分について、議案第47号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第48号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）についての5議案について総務民生常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会の報告をいたします。

去る5月24日の本会議において付託を受けました議案4件の審査を行うため、5月25日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第44号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について審査の結果を報告いたします。

審議においては、第5条の年金たる損害補償を受ける権利を有するとあるが、消防団員になって何年とか規定はあるのか、議会の議員その他非常勤職員が対象となっているが、何名いるかとの問いに、各種委員など全て含まれるので100名程度、またこれまで公務災害は何件ほど起きているのかとの問いに、非常勤職員に対する公務災害補償の実績はないとのことでした。

以上の審議の結果、全員異議なく、議案第44号については、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審査の結果を報告いたします。

審議において、小規模保育事業所A型に該当する事業所は村にあるのかとの問いに、現在村にはなく、実施したいという希望もない。待機児童もないことから、保護者からの希望もないとのことでした。

以上の審議の結果、全員異議なく、議案第45号については、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）について審査の結果を報告いたします。

ふるさと応援寄附金が当初予算に比べ大幅にふえているが、どのような見込みなのかとの問いに、当初1,000万円の寄附金を想定し、そのうち半額を返戻金として、また事務委託料を12%見ていた。ホームページについては、JTBが委託の中で行っている。予算については、4月実績で1,241万5,000円寄附金があり、4月の実績をもとに1日30万円で算出し、9月までの予算を計上している。昨日までの実績は345件、2,681万円の寄附金があったとのことでした。村としては、4月実績の1日30万円の9月まで、153日分5,831万5,000円を計上しているが、その後は実績を見て補正を行うとのことでした。

保育所運営補助金の内容はとの問いに、園児の管理などを行う園支援システム導入に対する国事業の補助金とのことでした。育成医療費は、今回新たに1名が対象になったので、予算計上したとのことでした。

以上慎重審議の結果、全員異議なく、議案第46号の総務民生所管分については、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査の結果を報告いたします。

国の制度改正に伴う電算システム改修経費を今回のように全額国できるように要望など

はできるのかとの問いに、全国町村長会より毎年国に要望しているとのことでした。

以上審議の結果、全員異議なく、議案第47号については、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）について審査の結果を報告いたします。

電算システム委託料の内容はとの問いに、施設入所者の食費と居住費の決定に非課税所得の遺族年金や障害年金も収入として算定すると改正されたことによるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第48号については、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第46号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）の文教建設所管分について文教建設常任委員長の報告を求めます。

浅野議員。

○浅野文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る5月24日の本会議において付託を受けました議案1件の審査を行うため、5月26日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5人全員出席のもとに開催をいたしました。

議案第46号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、海外派遣事業は予定どおりの応募があったのか、またなければ今後も実施するのかとの問いに対し、今回、応募者は12名あり、12名を派遣するための補正予算であるとのこと、高校生を含めて今回募集したが内訳はとの問いに、今回は全員が中学生であった、またこの事業を開始して3年目になるので、ことし事業が終わってから今後どのように実施していくか検討するとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第46号の文教建設所管分については、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただ

きたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第44号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第45号千早赤阪村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号平成28年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。



(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第6、議案第49号動産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第49号は、軽四輪駆動消防車トラックタイプの購入に伴い、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第49号動産の取得につきまして御説明申し上げます。

取得する動産は、軽四輪駆動消防車トラックタイプ、川野辺地区と二河原辺地区の2台でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。この指名競争入札につきましては、5月20日に5社を指名し、6月1日に入札を実施しました。同日開札の結果、落札候補者につきまして審査を行い、2日付で仮契約を締結しております。

取得金額は、868万3,200円。

取得の相手方は、大阪府阪南市鳥取464番地の4、有限会社阪南防災、代表取締役中村能治でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 ずっと以前から阪南防災から購入してるんですけど、これ以外の業者っていうのがあるんですか。入札に参加した業者があるのであれば、教えてほしいなと思います。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 今回につきましては、5社指名をいたしておりまして、5社の中で入札の結果阪南防災がとったということでございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 ずっと阪南防災ばかりのような気がするんですけど、そうではないですか。これまでの入札の結果。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 過去には阪南防災以外の業者も落札しておりますので、阪南防災だけってということではございません。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 消防車の更新なんですけど、毎年のように1台、2台とあるんですけど、消防車の更新が必要な地区というのはまだあるわけですか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 今年度川野辺地区、二河原辺地区ございまして、来年度で小吹地区と中津原地区を予定いたしております。それで一応、全地区の更新が完了という形になります。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 入札に5社指名をしたということですが、そのうちその入札に参加した会社は何社ありましたか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 今回につきましては、3社が辞退でございまして、2社で実施しております。

以上です。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 その2社のうちの1社は阪南防災で、もう一社のお名前を聞かせてください。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 もう一社は株式会社阪和総合防災でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決する

ことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第49号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第49号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第7、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の清井委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第8、過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、過疎地域自立促進特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第9、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第10、これより一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形研介です。議長通告に基づき、質問をいたします。各担当課の答弁を求めます。

学校園での環境整備にかかわる予算等についてお伺いいたします。

子どもたちの教育の充実のために、学校園の環境設備は大きな要因となる。さらに、学校園を美しくし、学習環境の一層の充実を図ることは大変大切であると考えます。昨年度は、小学校の支援学級を含む通常教室空調設備を設置したことは、南河内地区では初めてのことと聞いております。村政の政治施策として、小・中学校の教育環境の充実に努めたことについて改めて敬意を表します。今後さらに、学校園を美しくきれいな学校は子どもたちの学習意欲を高めるとともに、教室やトイレ、玄関、廊下等、あらゆる場所にきれいな環境をとどめることが大切であると考えます。

小・中学校の先生方からは生徒たちは本当に熱心に掃除をしていると聞いておりますが、掃除だけじゃなく、老朽化した物品などの整備も必要である。そこで、学校園の修繕費等も含め環境整備を図る予算の現状をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○井上議長 答弁者、北浦教育課長。

○北浦教育課長 御答弁申し上げます。

学校園の環境整備については、毎年予算編成時に各学校園から状況を聴取し、大がかりな措置が必要な場合は工事費として予算計上しています。また、小規模な修繕については修繕費として、物品については備品購入費や需用費として予算計上し、必要に応じて予算

の範囲内で順次措置しています。今後も学校園と教育委員会事務局で連絡を密にし、教育活動が円滑にできる環境確保に努めてまいります。

以上でございます。

○井上議長 再質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 今の答弁の中で、予算編成時に把握できないような修繕、小規模な修繕については修繕費として、それから物品については備品購入費や需用費として予算計上し、必要に応じた予算の範囲内で順次措置をしていると御答弁いただきました。

そこで、3点ほどお伺いいたします。

まず、児童の安全対策として、不審者侵入予防、防御、防止できる予算、これが1つ。

それから、施設整備の改善、修理について2点伺います。

私この間、3月の卒業式のときにトイレに行きました。そしたら、女子がずうっと並んでいるんですね。女の子に聞いたら、何でと言ったら、和式ちょっと嫌やと、洋式のほうがええと。そういうことで、洋式のほうのトイレに列を並んでたと。そういう光景が見られましたんで、児童トイレで洋式になれているので、現在そういう生活環境では子どもたちは洋式になれています。できれば、和式を順次洋式に変えていただくことができないか、これが1つ。

それからもう一つは、私これ1回生のときに質問したんですけども、中学校の校門が依然としてまだそのままであります。昨日も見に行ったんですけども、何とかならんもんかなあと。1回生のときにはちょっとドームつくって、つくっていただけませんかという質問をしたら、村道が入っているのになかなかそれができないと、そういう御答弁を頂戴しました。再度、今質問させていただいているんですけども、ことし村政60周年を迎えることについて、今年度の卒業生に対して、門のところはお金は多少かかると思いますが、修繕をしていただきたいなと思っております。

この3点、よろしくお願ひいたします。

○井上議長 北浦教育課長。

○北浦教育課長 まず、学校の安全対策でございますが、これにつきましては、校門には施錠できるようになっておりまして、来校した方がブザーで知らせてその都度解錠しております。

ただ、中学校につきましては道路が校舎と体育館の間を通っておりますので、そのようなことはできておりませんが、ハード面ではそういう措置はできておりませんが、生徒には不審者対策であるとかということで、どう行動すべきかななどを指導をするとともに

学校では安全確保のための連絡体制などを確保しております。

それから、トイレにつきましては、洋式を好んでいるということですが、中には和式を好む方もあると思います。ということで、全てを洋式にするということは考えられないとは思いますが、それとすぐに洋式を増設ということも難しいので、大規模な改造とか何かほかのことと一緒に必要な機会に合わせて検討したいと思います。

それから、中学校の校門につきましては、学校名の銘板の周りのコンクリートが剥がれ落ちていることかと思いますが、これも校門設置から50年近くたっておりますので当然経年劣化しております。今後、どんなことができるか検討したいと思います。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

校門については、今の答弁で前向きに考えていただけるような感じを受けましたので、その点よろしくどうぞお願いします。

そこで、教育環境整備状況を一番理解しているのは学校園の現場であると考えます。そこで、学校裁量の環境設備予算があってもいいんじゃないかなと、私はそう思ってるんです。先ほどの答弁の中にいただいているんですけど、再度この環境整備予算というものについてお伺いします。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 先ほど申しましたように、学校園の予算につきましては、予算編成時に学校から聞き取りさせていただいて、それに基づいて特定の工事などの用途のための予算とあらかじめ用途は限定せず、必要に応じて支出するための予算とがございます。その必要に応じて支出できる予算の中から、学校の希望を聞きながら執行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上議長 要望をお受けします。

○山形議員 しつこいようですが、要望させていただきます。

多分、学校園のほうからたくさん、こういうことをしてほしい、ああいうことをしてほしいという形で要望が出てくると思うんですけども、今課長お答えいただきましたように、学校の希望を聞きながら執行していくという答弁を頂戴いたしましたものですから、ぜひとも来年度の予算の中で、今まで要望来てるやつをもう一度目を通していただきまして、一つでも多く予算執行できるように努力していただきますよう要望して終わります。

ありがとうございました。

○井上議長 第2番目の質問者、関口議員。

○関口議員 2番、日本共産党関口ほづみです。私は通告に基づき、2点について質問をいたします。村長、担当課の前向きな御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、千早地区の悪臭対策について伺います。

過去にも何度と解決のために質問しているところでございますが、一向に改善されず、千早地区住民にとっては悩みの種となっております。地区、住民のみならず、金剛山を訪れる観光客にとっては、せっかくの観光や登山に来たものの印象が悪くなっております。最近では登山口におそば屋さんもできて、千早地区を訪れる人も増加しております。村の計画では、この付近にビジターセンターの設置計画もあり、当地区への集客も期待してのことです。森林浴やおいしいものを食べに来た人たちにとっては、登山口に立った途端に、金剛山に想像もつかない悪臭に楽しみも半減されているのが現状です。地区住民にとっては、これから夏を迎え住宅の窓を開放するので、においもますます気になります。

悪臭の発生源は、トンネルを越え河内長野市に所在する肥料加工業者からのもので、河内長野市や大阪府など関係機関と協議し、早急に対策を講じるよう求めます。村として、これまでどのように対応してきたのか伺います。一向に解決できない中、今後どのように対応するのか伺います。

次に、子育て支援で村の人口増を求めて質問いたします。

少子・高齢化が進む中、全国で人口減少が加速しております。そんな中、国ではまち・ひと・しごと総合戦略を各市町村に義務づけ、全国で人口増加策に取り組んでおります。千早赤阪村でも、ことし2月、千早赤阪村まち・ひと・しごと総合戦略が策定され、各担当課でさまざま努力されているところですが、村の人口は減少する一方です。昨年3月末現在で、村総人口は5,715人ですが、ことし3月末現在では5,567人、この1年間に148人が減少しました。一方、平成27年4月からことし3月の出生数は23人で、前年度平成26年4月から27年3月までの出生数15人に比べ、約1.5倍増加になり、年少人口ゼロ歳から14歳は若干ふえたことになり、希望、期待できるところでございます。しかし、村の人口ビジョンによりますと、全ての年で死亡数が出生数を超え、自然減の状態としております。

また、転入数と転出数から見た社会増減も転出超過となっており、2014年の転出数は160人、転入数は114人となっております。いずれの指標を見ましても、現状では村の人口を将来的に6,000人を維持するという計画は、非常に厳しいというのが現状で

す。思い切った施策が必要ではないかと考えます。

この際、近隣では実施していない子育て支援策で現役世代の人口増加に取り組むべきだと思います。そのために、子ども医療費助成を高校卒業まで実施すること、2つ目に、学校給食費の助成を実施することを求めます。

以上、よろしく御回答お願いいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 千早地区の悪臭対策について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、以前より千早地区に隣接する河内長野市の小深地区において操業している肥料工場から風向きにより臭気が漂う旨の苦情を受けており、河内長野市と共同し、施設の立入検査や指導に当たっているところです。

平成25年度の立入検査時には、材料と製品の搬入、搬出時に臭気漏れの可能性があるため、出入り口にダクトの設置を行い、臭気分解装置までの配管等の対策を講じるよう指導し、工事は完了しております。

また、定期的に臭気測定を実施しておりますが、平成8年以降の測定については、基準値以上の数値は検出されていない状況です。とはいえ、千早地区に悪臭が漂うことは事実でありますので、引き続き河内長野市と共同しまして対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 再質問をお受けします。

関口議員。

○関口議員 臭気の基準値以内ということではありますけれども、平成25年に入り口の工事をしていただいた後も、最近また私のほうにもそういう声を寄せられ、千早地区の方からも何とかしてほしいという声も出ておりますが、この肥料の加工業者、八尾の貴島産業ですけれども、25年以降にやっていただいた結果でもなおこのにおいはするということで、その後、業者に対応を求めているのかお尋ねします。

そして、河内長野市との協議も行っているようですけれども、この辺についても最近、25年以降は協議をしていただいているのか、お尋ねします。

○井上議長 住民課長。

○池西住民課長 先ほど御答弁もいたしましたとおり、河内長野市と連携を密にしまして対応に当たっております。住民から苦情が寄せられますと、直ちに河内長野市のほうに連絡をいたしまして、業者のほうに苦情の原因となるようなことはないとか、その辺を聞き取り指導をしているところです。

最近ですけれども、平成28年5月24日に、東大阪市の方に当社がございます、そちら

のほうに河内長野市の職員が訪問いたしております。その内容でございますけども、平成16年に施設を建てかえいたしました。それから8年が経過したころから、原料置き場の屋根が破損するなど各所にふぐあいが生じております。順次、改修を行っているとのこと。また、河内長野市からペレットマシンあたりの臭気が漏れているのではないかとこの指摘もされております。それに対しましては、ペレット製造ラインにも脱臭装置などを設置できないか検討しているというところ。今後も、河内長野市と共同しながら対応していきたいと考えております。

それで最近ですけども、平成26年、27年につきましても立ち入りをしておりますし、悪臭の測定をしております。結果は基準値以内ということになっております。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

関口議員。

○関口議員 最初に申し上げましたように、金剛山のせっかくいいところに行ったものの、あのおいを嗅いで、ええっというのは皆さんもお感じになっているかと思うんですけども、この平成28年度の5月24日にも行っていただいているようですけども、村として直接業者に申し立てをしてるということはないように思うんです。河内長野を通じてやっただいていようなんですけども、やはり村としても、河内長野市と協議することはとても大事なことだとは思いますが、それはいかがでしょうか。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 この業者の許可につきましては、大阪府のほうで許可を与えております。それで指導の権限につきましては、事業所が設置されている河内長野市でございますので、今後も河内長野市と共同しながら対応していきたいと考えております。

○井上議長 要望をお受けします。

○関口議員 設置の許可が大阪府であり、それから指導は所在する河内長野でありますけれども、被害をこうむっているのは千早赤阪村ですので、もちろん3者協議していただくことは当然のことなんです。村として住民の気持ちに立って、ぜひ村としていくことが大事だと思います。そのことを必ずやっただいて、夏に向けて少しでも解消するようお願いしておきます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 子育て支援で人口増について答弁申し上げます。

平成28年1月に策定いたしました千早赤阪村まち・ひと・しごと創生ビジョンでは、

将来人口を6,000人と展望し、子ども、子育て支援の充実はもちろんのこと、その他施策に鋭意取り組んでいるところでございます。

このような中、村の子ども医療助成制度につきましては、入通院とも所得制限を行わず、義務教育終了までの子どもを対象に実施しており、現時点において対象を高校卒業まで拡大することは考えておりません。ただ、本医療制度につきましては国の制度として創設するよう、町村長会を通じ、大阪府や国に対し働きかけているところでございます。

続きまして、学校給食費の助成を求めることについて矢倉教育長より御答弁申し上げます。

○井上議長 続いて、矢倉教育長。

○矢倉教育長 学校給食費の助成につきましては、前回の定例議会でも答弁申し上げましたとおり、受益者負担の観点から無料化は考えておりませんが、今後、村の過疎化対策や子育て支援の一つとしてどのようなことができ得るのか、これから村と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○井上議長 質問をお受けします。

関口議員。

○関口議員 子ども医療費助成ですけれども、村で中学校まで無料にしたということが府下でも先陣を切ってやったことから、千早赤阪村は医療費が無料やからということで、泉南のほうからこっちに引っ越してこられた方がおられます。村は子どもの医療費が中学校までやってるから来たんやという、そういうインパクトがあったんですね。ところが、今もう中学校卒業まで医療費無料にしているところは府下でも多数ありまして、高校卒業まで実施しているところが堺ともう一つあったかと思うんです。だから、その意味ではもうどこも村のレベルはすぐれているとは言えなくなりました。

その上で、ことし今議会でも27年度の一般会計の子ども医療費助成が338万円減額しているんです。これは不用による減だったかと思いますが、これまで質問してきた中で、高校卒業まで実施した場合は、村として約180万円の予算が必要だという答弁をいただいております。ですので、これまで27年度ベースの予算があれば、高校卒業までの医療費は無料にできるということで、大阪府下でトップクラスという宣伝ができるのではないかと思いますので、その点、これまでの予算措置なども含めて御答弁いただきたいと思っております。

学校給食費については、教育長より助成に向けて検討していく答弁をいただきました。これまでも質問してきましたけれども、こごせっ子教育応援プランの中で給食費や通学

費、塾代、習い事など選択して年間小学校で3万円、中学校で5万円支給するとしておりましたけれども、私はこのことは非常に問題があると、担当課の煩雑さ、塾代や習い事への現金支給など非常に問題があるということも指摘してきました。それで、全ての子どもたちが受益できる給食費を助成することが大事だということも指摘してきた中で、今その答弁をいただきましたけれども、学校給食費については村長はどのように考えておられるのか、再度お尋ねしたいと思います。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 本村の学校給食は、他の市町に比べて非常においしいという評判でございますが、調理食数が少ないので給食費は意外と割高になっております。そこで、他市町の保護者の負担額を参考に、本村の保護者の負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○井上議長 質問をお受けします。

池西課長。

○池西住民課長 子ども医療のほうでございますけれども、補正額が多いということですが、うちのような村では入院1人当たり、1人が入院することによりまして扶助費が大きく変わることがございますので、予算につきましては、余裕を見た予算を組んでおります。それで、全国的にも医療給付費が年々増加しておりまして、各保険者が医療費節減に努めているところですが、子ども医療の対象を拡大することによりまして、医療費全体に波及することもございますので、先ほど村長が答弁いたしましたとおり、現時点では対象者の拡大は考えておりません。

以上です。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 将来人口6,000人を維持するという中で、先ほども申し上げましたけれども、年々人口が、お亡くなりになる人のほうが多くって、出生数は大体多くて20人前後という中で、全国でまち・ひと・しごと総合戦略をやり出したら、もっともっとレベルがアップしていくんですね。そういう中で、現状で頑張ってたんでは村に若い人が、来なくなるということはないですけれども、だから大阪府下でもトップクラスの子育て支援策をやるべきだと思います。

医療費については、そういう考えはないということでしたけれども、子どもの数も少ない中で、そして高校生になりますとお医者さんにかかる数も少なくなってくると思うんです。だから、少ない額で大阪府下でもトップクラスと打ち出すのか、このままでじいっと来てくれはる人を待ってるのかということなんです。

それと、村長の給食費のことなんですが、村長も助成に向けて考えるとおっしゃっていただきました。村長も言われましたように、私はここの給食は内容がよく、しかも府下で一番高い給食費でも保護者からは理解していただいていると思うんですね。だけれども、多少の軽減はしていただくということでしたけれども、大阪府下で一番高い学校給食費になっておりますが、これを大阪府下で一番安い学校給食費、しかも内容はとても充実している、これも大阪府下でトップクラスですよという打ち出しができれば、非常に宣伝効果もあると思うんですね、インパクトがあると思うんです。

担当のほうで調べていただきましたら、千早赤阪村の給食費が一番高い。それで、一番安いので、村のを見比べて1, 100円ほど安い。平均にするか、一番安いとするかによって金額も違いますけれども、こごせっ子応援プランの予算からしますと府下で一番安くても内容も充実しているよという、そういう府下トップクラスの子育て支援ということで打ち出せば、この村は通勤圏でもありますし、自然環境もいいし、そこへプラスして子育て抜群ということであれば、村に移り住んで来てくれる家族も出てくるかと思うんですが、その点で村長から再度御答弁をいただきたいと思います。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 最低にするかどうかは別といたしまして、とりあえず給食費の問題についてはこれから検討するというところでございます。

○井上議長 要望をお受けします。

○関口議員 私は、ここの村は人口5, 000人、6, 000人で規模が小さいけれども、とてもすてきな村やっという自信があります。その上で、先ほども言いましたけれども、転出数は160人で転入は114人。これ過疎地に行きましたら、転出数はふえるけれども転入がないんです。物すごい宣伝して、家も提供して、こんな海や山の仕事があるよとかそういうことをやって、やっとなんか移住してくるということですが、この村は通勤圏でもあるし、富田林や河内長野にも近いから、狭山とかその辺からも転入してきてますよね。さっき言いましたように、114人の方が黙っててもというたら語弊がありますが、担当課でいろいろ努力していただいて、空き家住宅なんかもあるよということで、やっていただいているおかげで114人の方が転入しているということは、希望があるということなんです。

ですので、何度も繰り返しますが、環境がいい、通勤圏にもなってる、そこへ来て子育て支援トップクラスという打ち出しで、もっともっと6, 000人を維持できるように頑張っていきたいと思いますので、担当課のほうにもぜひよろしく願いしまして、終わります。

○井上議長 3番目の質問者、清井議員。

○清井議員 議席番号5番、清井でございます。通告のとおり2点について質問をいたします。

まず、遊休財産の有効利用または処分の進捗状況についてお伺いします。

平成25年3月に策定されました村づくり経営計画に登載された遊休財産の有効利用または処分について、これまで私は3回その進捗状況について質問をしてきました。直近の昨年6月の質問以後の進捗状況についてお聞きします。

まず、分校跡地ですが、隣接地との境界確定について地権者の協力が得られない。調停を行ったが不調となった。村としては公有財産の適正管理の観点から、このまま放置しておくわけにはいかず、訴訟による解決を図りたい。このため、訴訟の準備として筆界特定に向け、現地測量に取り組んでいるという答弁でありました。その後、現地測量あるいは訴訟についてどこまで進んでいるのかお聞きします。

関連しまして、村道森屋桐山線の幅員確保についてですが、3件のうち2件については26年10月に買収ができました。1件については、地権者の協力がいまだ得られない。買収済み箇所については、工事実施などについて検討するという答弁でしたが、残り1件の地権者との交渉経過、それから買収済み箇所についての工事の検討結果はどうなったのかお聞きします。

2番目に、小吹台方転地ですが、今後の土地利用について具体的な検討に至っていない。現在は、通園、通学バスの方転地等として利用しているという答弁でありましたが、現状今後も同様の利用を続けていくのか、あるいは新たな土地利用計画が検討されたのか。

3番目に、旧千早小学校跡地です。昨年2月に同校区の5区長から、有効活用に関する要望書が出されました。それを踏まえて、協議検討の場を設けて継続的にそういう検討の場を継続していく、開催していくという答弁でありましたが、その後協議検討の場で有効活用に関する話の進展はあったのかどうか、お聞きします。

4番目に、その他の遊休財産の整理については、平成28年度中に公共施設等管理計画を策定するというものでありましたが、同計画についての進捗状況とその概要の説明を求めます。

2番目に、奉建塔、スイセンの丘、くすのきホール周辺の土地利用計画についてお聞きします。

村は昨年9月にスイセンの丘の土地を購入しました。私は購入時に土地利用計画についての質問をしましたが、隣接する奉建塔、二河原辺地区の農地、くすのきホール周辺と合

わせて土地利用計画を策定するとの答弁であったと思います。その後、土地利用計画は策定されたのかお聞きしたいと思います。

以上2点、答弁よろしく申し上げます。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 遊休財産の有効利用または処分の進捗状況について御答弁申し上げます。

まず、分校跡地についてでございますが、平成28年1月7日に筆界特定申請書を大阪法務局に提出し、3月23日に筆界調査委員による実地調査が行われました。現在、筆界特定登記官によりまして、確認作業が行われており、筆界が特定されるまでにおおむね半年から9カ月程度の期間を要するというふうに聞いておりまして、現在その判定を待っている状況でございます。

次に、村道森屋桐山線の幅員確保についてでございますが、村道森屋桐山線拡幅用地のうち未買収地1件につきましては、多数の地権者がいるため、以前より交渉が難航しており、現在も状況は変わっておりません。平成26年に買収をしました箇所工事実施についても検討いたしました。延長が短く、拡幅量も小さいため、その整備効果は小さく、部分的な拡幅によって、かえって危険な道路線形となることから、今のところ買収済み箇所の先行工事は考えておりません。

次に、小吹台方転地についてでございますが、まだ具体的な検討には至っておりません。今年度策定します公共施設等総合管理計画の策定の中で、検討していきたいというふうに考えております。

次に、旧千早小学校についてでございますが、昨年7月16日に旧千早小学校区の5地区の区長と村長との要望書に関する意見交換を行いました。一番大きな課題としまして、施設の整備を行う場合には開発許可が必要となり、現在の村道では幅員が狭く、開発基準をクリアすることは非常に難しい状況にあることを説明いたしました。そのほかにも整理すべき課題がたくさんあり、すぐに方向性を出すことは難しいことから、今後も引き続き協議の場を設け、検討していきたいというふうに考えております。

次に、公共施設等総合管理計画の進捗状況とその概要についてでございますが、公共施設等総合管理計画は、地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に老朽化の状況や利用状況、人口の見通し、中・長期的な維持管理、更新等の費用を含む財政収支の見込みなど現状や課題を把握、分析し、それをもとに施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるというふうになっております。進捗状況につきましては、平成27年度に固定資産台帳の整備を行ったところでございます。今後の作業としましては、これらの情報の整理、

分析を行うとともに担当課とのヒアリング、総務省の指針なども参考にしながら、平成28年度中の策定に向け作業を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 経過を聞くだけですから要望にしておきます。

1年前からの進捗状況はよくわかりました。村づくり経営計画の趣旨と、村としては先ほども言いましたように、公有財産の適正管理の観点から、このまま放置しておくわけにはいかないという、この意識です、これを持ってまた進めていただきたいと思います。

ちなみに、分校跡地は昭和40年に村が取得したものでして、既に50年経過しております。それから、小吹台方転地は昭和56年に村が取得したもので、既に35年経過しておる。この間の利用状況を考えて、今後もよろしく検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 奉建塔など周辺の土地利用につきましては、第4次千早赤阪村総合計画の最重点目標として掲げております人口の維持、地域の活性化を推進するため、重点施策の一つであります交流人口増加プロジェクトに位置づけ、歴史観光拠点を核とした村づくりの拠点づくりのために取り組みを進めています。村では平成23年度から、企画担当部門、観光担当部門、文化財担当部門の職員が中心となったプロジェクトチームを組織し、土地利用について検討を重ね、平成27年度時点の状況を反映させた箇所、奉建塔周辺、にぎわい交流ゾーン整備構想として整理いたしました。本構想では、現状の課題を踏まえ、事業目的を奉建塔地域における歴史、自然資源と既存施設を最大限に生かすなどにぎわい交流ゾーンとして整備し、交流人口の増加を目指すことといたしております。

現在、本村においては新庁舎建設が最優先案件であることから、その進捗状況や今後の財政負担を勘案しながら、具体的な計画について検討を進めてまいります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 原則、村が土地を購入する場合には、そこには一定の事業計画があつてのことと私は理解しております。ただいまの答弁では23年度から担当部門によるPTを組織して検討を続けてきた。そして、27年度の状況を踏まえて、奉建塔周辺を交流人口増加プロジェクトに位置づけ、奉建塔周辺にぎわい交流ゾーン整備構想を3月に策定したとい

う説明であります。

その奉建塔周辺整備構想を整備した、その経過についてお聞きします。

まず、27年度時点の状況を反映したということですが、この27年度時点の状況とは具体的にどういうことなのか。

そして、2点目の奉建塔周辺以外の整備構想はあるのか。それから、整備構想があるとするれば、その優先順位の検討はされているのか。その場合、奉建塔周辺整備の順位はどこに位置するのかお聞きします。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 第4次総合計画では、拠点形成の方針におけます観光拠点といたしまして、奉建塔周辺を含めた歴史観光拠点と金剛山を中心とした自然観光拠点を位置づけをいたしております。

御質問の奉建塔周辺の、まず優先順位についてでございますけれども、交流人口増加に向け、両観光拠点とも早期に実現してまいりたいと考えておりますが、今後の関係、地権者との調整や財政状況を踏まえまして、具体的な計画を検討していることとなりますので、現時点での整備の優先順位はつけておりません。（仮称）奉建塔周辺にぎわい交流ゾーン整備構想につきましては、平成27年度末に策定をいたしました現くすのきホール周辺をシビックゾーンとして位置づけまして、これを核として体験農園ゾーンや交流情報発信ゾーンを配置するということといたしております、新庁舎建設の見直し状況を加味していない構想となっております。

ほかの整備につきましては、自然環境観光拠点といたしまして、議会にも概要を報告させていただきましたけれども、平成28年3月に金剛山登山口付近を計画地といたします金剛山ビジターセンター、仮称でございますが、整備基本計画を策定いたしております。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 ここで、副村長に計画段階ではかかわっておられなかったんですけども、今通告しました質問に関連しましてお聞きしたいと思います。

第4次総計の第2章に、村づくりの基本フレームの都市構想の構造の方針というのがあります、その中に産業拠点、歴史観光拠点、それから自然観光拠点の3つの拠点形成の方針が示されております。そして、今説明ありましたとおり、本年3月に歴史観光拠点として奉建塔周辺にぎわい交流ゾーン整備構想、それから自然観光拠点としての金剛山ビジターセンター整備基本計画案計画書、これが1,380万円の委託料で作成されました。

今回土地を購入したのは、歴史観光拠点である奉建塔周辺、いわゆるスイセンの丘です。そして、この構想のゾーニングとしまして、シビックゾーンに役所庁舎を配置して、公園あるいは体験農園等のゾーンとの連携を図るとされております。しかし、新庁舎建設につきましては、5月にその見直しが行われることになりまして、よってこの構想の4つの機能であります、情報魅力の発信機能、休憩機能、地域交流機能、連携施設である行政機能の大きな一つの核である行政機能がなくなりました。当然にこの構想っていうのは、もう体をなさなくなりまして見直す必要が出てきました。

次に、自然観光拠点についての金剛山ビジターセンター整備基本計画書を見せてもらいましたら、その試算として建設費が4億1,100万円、また運用収支は1,360万円の収入に対して支出1,140万円で、220万円の黒字が毎年出てくるというような試算が示されております。しかし、私はこの書類を見せてもらって感じたことについて、以下4点について実は懸念をしております。

その1つ目は、建設費の4億1,100万円は本村にどれほどの財政影響を与えるのか、あるいは影響はないのか。新庁舎の見直しに当たっても建設経費が非常に高くなったということがありまして、村長はそれを非常に財政比率っていう観点から見直すっていう判断をなさった。この場合に、ビジターセンターですが4億1,100万円の金額はどうかということ。一番、財政のことですから、一定庁舎建設を最優先されるとすれば、新庁舎の財政的影響が見えるまでは、ビジターセンターのそういう建設に関する判断は待つべきではないのかな、これが1点目の懸念です。

それから、2番目に運営収支は妥当なものか。先ほど言いましたように、毎年220万円の黒字が出ますというものの、実はこの収入の1,100万円ですが、ほとんどが駐車場収入なんです。そして、その駐車場を確保するために賃借を計画されています。坪20円という計算してありました。実際、こういう値段で借りられるのか。それから、相当数の車両の駐車スペースとってありますが、現在千早地区でそれほど足りない地区があるかどうか。年間を通じて50%の稼働率を考えるとありますが、民間の駐車場もたくさん千早地区にあります。村長とこもやっておられますが。全体を見通して現況50%稼働しているかどうか、その辺のところもちょっと僕はどうかかなという不安を持っております。

それから、ビジターセンターの機能。機能の中にいろいろ機能が書いてあるんですが、例えば診療所を配置するというようなありましたけども、こういった話については国保のほうと調整なり十分されてるのかどうか。現在の診療所についても、いろんな意見があります。もう訪問診療でいいんじゃないかなとか。実際の診療所の現在の稼働率がどうなの

かといろいろまだこれも調査する必要があると思います。ということで、ビジターセンターの機能について関係部門との十分な調整検討されたのか。

そして最後に、これは全てにかかわることなのですが、今後の財政運営、これをどう見ておられるのか。どう見込んでおられるのか。

この4点について副村長の見解をお聞きしたいと思います。

○井上議長 清水副村長。

○清水副村長 ただいま5点について御質問いただきましたので、順次お答えを申し上げます。

初めに、奉建塔周辺整備構想に関する御質問でございますが、庁舎建設以外のプロジェクトにつきましても、新庁舎建設の見直しに合わせて、将来の財政収支見通しを推計する中で再精査するというようにいたしております。したがって、議員御指摘の奉建塔周辺整備構想につきましても、今後の新庁舎建設の検討状況を見きわめながら、必要に応じて見直しを行ってまいります。具体には新庁舎の財政負担が明らかとなった後に、ビジターセンター事業などのハード事業、あるいは主なソフト事業、こういったものについて将来の財政状況を勘案しながらプライオリティーを整理して、事業の是非、あるいは事業の実施時期、これを判断してまいります。

次に、ビジターセンターの運用収支や機能につきましては、他団体の成功事例などを参考にしながら基本計画を策定してまいりました。ただ御指摘のように、現時点では機能や収支見通し、運営手法といった点で、十分精査されたとは言いがたいというふうに考えております。御記憶にも新しいと思いますが、ことしの1月に河内長野市で市民ホールと健康支援センターの2件の指定管理が契約解除ということになりました。また、過去には第三セクターが次々と破綻をするという、そういった事例もあったわけございまして、多くの場合は計画段階での収支の見通しの甘さというものが大きく影響をしております。特に村のような小さな自治体の場合、大きな事業を進めるためには将来のリスクヘッジというものを考えて必ず成功するという、そういった自信を持って言えるレベルまで検討の精度を上げていくということが不可欠であろうというふうに思います。そのため、ビジターセンターにつきましても、事業効果あるいは村民へのメリット、必要な機能、運営手法、イニシャルコスト、議員も御指摘ありましたように4点、1億円から上がらないのかといったそういう面でのイニシャルコスト、及び将来のランニングコスト等々について議会の議論に耐え得るよう、庁内でさらに議論を進めまして、村民の皆様にも事業の方向性をお示ししてまいりたいというふうに思います。

それと最後に、今後の財政運営についての考え方という御質問でございます。

今後とも過疎債が有利であるということにとらわれ過ぎて、モラルハザードに陥ることのないよう堅実な財政運営というものを心がけていく必要があるというふうに思っております。また、先ほども御質問いただきましたように、公共施設の今後のあり方、こういったものにもこれからは留意をしていく必要があるというふうに考えております。過去に建設されました公共施設、村も多々あります。道路、橋梁、あるいはホール、保健センター、学校、これから大量に更新時期を迎えてまいります。一方で、財政の状況というのは依然厳しく、また人口減少により今後の公共施設の利用の増加ということは、なかなか見込めないということがございます。将来のまちづくりを進めていく観点からも、公共施設全体について長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化など計画的に行うことによって財政負担の軽減、あるいは平準化、こういったものを図ってまいりたいというふうに思っております。

今、村は過疎指定を受けまして、将来にわたって安定的に収入を確保できない、いわゆる交付税頼みという状況でございます。よく、二兎を追う者は一兎をも得ずというふうに言いますが、過去からの脱出を図るためには財政規律をしっかりと守りつつ、一方で将来に対する投資というものはしっかりやっけていかないといけない。いわば、あえて二兎を追うというようなことも村の場合、必要ではないかなというふうに思っております。

ですから、こういったあえて二兎を追うということを進めていくためには、あれもこれもということじゃなしに、あれかこれかという選択と集中ということを、やはりもっと徹底していく必要があるというふうに思いますし、新たにものをつくるという発想だけじゃなくて、今あるものを有効的に活用していくというふうに発想の転換を図っていくということも必要であろうかというふうに思っております。そういう意味では、そういった考え方に立って、堅実な財政運営をしていくことが過疎から脱出できる、最善かつ最短の道ではないかというふうに思っております。ただいま御指摘いただいた事業も含めまして、議会との議論も十分深め、村民に対する説明責任というのを果たしながら、行財政運営というのを行ってまいりたいというふうに思います。

○井上議長 要望をお受けします。

清井議員。

○清井議員 前、大向村長さんが当時各地区で行われてました和やか懇談会というのがありまして、これがそのときに平成9年でした。このままでは村は破綻するということを平成9年のその和やか懇談会で初めて言われまして、それ以降、村はこれまでずっと財政、常に財政危機と向き合ってきたんです。その対策としては歳出の削減のみです。もちろん、税率のアップとかいろんな試み、努力はしていただきました。そして、おかげさ

んでこの前、村長も言うておられましたが、平成19年に3億円弱の基金が平成27年度末には15億円を超えるやろうと。一定の財政危機は回避されたというふうに思っています。

しかし、今後新たに、先ほど副村長は既存の施設の更新の話もありましたけども、新規事業を行うに当たっては、何で過去に財政危機をもたらしたのか、財政危機になって財政圧縮ばかりで、何でその財政危機になったのかという過去の分析というか調査というかチェックというか、これまでなかったような気がするんです。だから、そういったことを過去の教訓として新しい事業を行う場合には、単なる初期費用だけじゃないですよ、ランニングコスト当然かかりますよ、そしてそれが何年かたったら更新の時期が来ますよ、そういういわゆるPDCAのCの部分ですね、チェックの部分、これをもっとシビアに見ながら、堅実に事業を進めていただきたいと思います。要望しておきます。

○井上議長 第4番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 3番、日本共産党の徳丸幸夫でございます。

庁舎建設は村民の立場について質問をいたします。村長並びに関係者の的確なる御答弁をお願い申し上げます。

役場の建てかえが広報等で村民に知らされる中で、くすのきホールを潰して建てかえるのはもったいない、くすのきホール周辺はアクセスが悪い、どうなるのか、身の丈に合った庁舎に、役場の建てかえは現在地で等々さまざまな意見、要望が出されております。こういう意見や要望が出ること自体、庁舎建設は計画の当初から十分に検討されずに提案されたと言わざるを得ません。特に計画案では、当初予定していた約10億円が村の予算規模に匹敵する29億円に膨れ上がっていることを見れば明らかではないでしょうか。ここには松本村長の政治姿勢として、村民の目線に立って検討してこなかったと考えざるを得ません。役場はくすのきホールと資料館を取り壊して建てると軽い気持ちで方針を出したのではないのでしょうか。庁舎検討委員の中には、くすのきホールを潰すことについて決断を要しないという意見が出ていたことを考えれば、事の重大性は明らかです。

庁舎の建てかえは村にとって一大事業です。各小学校区ごとの説明会は実施をしましたがけれども、この際再検討、見直しをするのであれば、各地区ごとの説明会も実施すべきではないでしょうか。庁舎は今後50年、100年と孫子の代まで使うものであります。村民へのアンケートなども実施をし、完成がたとえ一、二年おくれたとしても村民の多くが使いやすい、いい庁舎だと納得できるものにすべきではないでしょうか。

以下、次のことをお聞きします。

いろいろと出されている村民の要望、意見についてどう答えるのか、具体的手だてをお

聞きいたします。

2つ目に、見直しについては5月19日の議会特別委員会の後で、庁舎建設検討委員会に報告、検討したと報告を受けましたけれども、順序が逆ではないのか。このことについての説明を求めます。

3番目に、基本計画を進める過程で想定しなかった工事が発生とあるが、具体的にはどんなものかお聞きします。

4番目に、くすのきホールを取り壊して庁舎を建てかえる理由の一つに、行政機能の分散による住民利便性の低下を述べているが、村民は便利が悪いと認識しているのか。今の役場が便利が悪いと認識しているのか。村民の意向を調査するためのアンケートなどを実施したのか、お聞きをいたします。

第5に、庁舎建設が予定より一、二年おくれたとしても、時間をかけて村民の多くが納得できるものにすべきだと思いますが、考えをお聞きいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○井上議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 庁舎建設は村民の立場について御答弁申し上げます。

村民の疑問、要望にどう応えるかについてでございますが、先月の27日から29日にかけて住民説明会を実施したところであり、さまざまな御意見をいただいておりますので、それらの意見を踏まえ、十分に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、庁舎建設検討委員会につきましては、5月19日の見直しについての説明を行いました。いろいろと御意見はございましたが、一定の理解をいただいたところでございます。

次に、想定していなかった工事につきましては、既存擁壁の不適格によるつくりかえや排水処理機能を確保するための排水施設の整備などが課題となっているところでございます。

次に、利便性の低下につきましては、アンケートは実施しておりませんが、例えば転入転出手続を行う場合には役所の窓口を回り、保健センターへ行き、くすのきホールへ行きと施設を転々とするようになりますので、御不便をかけているのではないかと考えております。

次に、十分な時間をかけるべきではないかということにつきましては、熊本での地震を見ましても、行政機能がストップすることによる住民の皆さんへの影響は非常に大きいものがありますので、丁寧な説明を行いながらも、できる限り早期に実現できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○井上議長 質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 6月1日付の村の広報には、庁舎建設の見直しと代替案2案が掲載されております。6月1日に広報を発行しようとするのと、4月25日前後の段階で庁舎建設は見直すということが決まっていなかったら、広報発行までに間に合わないと思います。ところが、議会に報告があったのは、1カ月近く後の5月19日でありました。議会の報告へのおくれが出たのはなぜか。急遽、住民説明会を開くことになった経過と理由をお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、庁舎建設検討委員会は数回開催され、原案でという結論を出しましたが、もともと担当課主導で、つまり村長の意向で、さきに結論ありきであったのではありませんか。産経新聞には来年1月か2月をめどに計画案を絞り込むと報道されておりますが、庁舎の建設は原案でいくのか、代替案の1、2でいくのか、村長の今の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点をお願いします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 今、代替案1でいくのか2でいくのかというお話でございましたが、代替案といたしまして、くすのきホールで建てるべき、あるいは現庁舎の場所で建てるべきという意見がございます。これも、住民の皆さんの御意見をいただきながら決定すべきものと考えておりますので、今のところ1、2という、これやというところではございません。これはあくまでも、住民の皆さんの御意見に沿っていくということでございます。

それとともに、私どもの庁舎建設につきましては、急遽4月に、余りにも費用がかさむということで、もう一回やり直しということを考えて次第でございまして、それが決まった時点で議会に報告したということで、おくれではございません。

以上です。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 産経新聞には、担当者は計画が甘かったと報道されております。基本計画が決まれば、今度は各地区ごとの住民説明会を開くべきだと思うが、どうなんでしょうか。今、村長は住民の意向をよく聞いて決定したいとおっしゃってございましたけれども、もしそうであるならば、少なくとも各地区ごとの説明会を開いたり、あるいは要望、アンケートをとったりすべきじゃないかと、そういうデータをもとに結論を出すという方向でしか住民の立場で建設の方向はないと思います。いかがでしょうか。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 説明会でも申し上げたとおり、アンケートをとるつもりでおりますし、きちんと住民の皆さんのアンケートをとりながら結論を出していきたい。ただ、新聞の記事につきましても、記者さんの思いもございますから、その点について我々は記者さんがどういう思いで書かれたのかはわかりません。

○井上議長 要望をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 庁舎は今後長い間利用するものであります。昨今の地震、風水害、地すべり等の災害から住民の命や暮らしを守る拠点としての十分な機能を果たせるように検討する必要があります。その際、住民の目線に立って検討することを要望して、この質問を終わります。

以上です。

○井上議長 5番目の質問者、田中議員。

○田中議員 6番、田中博治でございます。私は議長通告に基づき、3点の質問をいたします。

まず1点目は、千早赤阪村の今後の村づくりについて、2点目は平成28年度地域公共交通実証運行について、3点目は国道309号河南赤阪バイパス道の整備状況についてを質問いたします。

まず、1点目の千早赤阪村の今後の村づくりについてを質問いたします。

まず、松本村長は平成24年7月、村民の大きな期待を背に3期目の当選を果たされております。4年間を振り返ると、一番大きな出来事は過疎地域の指定であり、3期目の後半は過疎からの脱出に向けた新たな挑戦の始まりであったようにも思っております。航海に例えるならば、海図なき航海のようなものかもしれません。いつも村としての誇りを持って村民や職員に夢を語っておられる松本村長の姿が、私のまぶたに強烈に焼きついております。

最近では小・中学校の全ての校舎、体育館などの耐震化や中学校の完全給食化など、子育て、教育環境の充実に取り組んでこられました。そんな松本村長の任期も残すところ1カ月を切っております。

先月19日には議会で新庁舎建設に関し、現計画を断念し、村民の御意見も聞いて再検討する旨、表明されました。私は村のトップリーダーとして、本当に大英断をされたと思っております。住民説明会では、これまでの進め方や計画段階での検討の甘さについて厳しい批判がありましたが、一度決めたことを見直すという謙虚な姿勢に関しては、多くの

村民の皆様から共感の声も寄せられております。アメリカ合衆国第16代大統領のリンカーンの言葉に、意志あるところに道は開けるといふ名言があります。どんなに困難な道でも、それをやり遂げる意思さえあれば、必ず道は開けるといふ希望と勇気の湧く言葉でございます。これまでの反省も十分に踏まえ、声なき声に耳を傾け、謙虚な気持ちで庁舎建設を進めていただくように強くお願いをしておきます。

そこで質問ですが、御自身でこの4年間を総括してどのように評価されているのかをお伺いいたします。明快なる御回答をお願いを申し上げます。

2点目の質問は、平成28年度新公共交通実証運行についてお伺いをいたします。

千早赤阪村の公共交通体系は、民間事業2社によるバス路線のみとなっております。それぞれ、富田林駅、河内長野駅から放射線状に5路線が運行されておりますが、一部の集落では最寄りのバス停まで遠く離れている公共交通不便地域となっております。また、人口減少や高齢化が著しく進んでおり、千早赤阪村の地域活力の向上からも地域公共交通網の形成が不可欠となっております。この地域公共交通網の形成を受け、本年度も実証運行を行うと、さきの全員協議会において実証運行案の説明を受けたところでございます。昨年度実施された実証運行は利用者が少なかったことから、改めて昨年度の実証運行の結果、これを踏まえた今回の実証運行案での改善点を含めて、運行概要について以下をお伺いいたします。

1点目は運行エリアについて、2点目は運行期間について、3点目は利用料金について、4点目は運行方法について、5点目は利用条件等について、6点目は運行委託先について、7点目はデマンド方式について。

以上、7点についてお伺いいたします。できる限り詳しく御説明をお願い申し上げます。

3点目の質問は、国道309号河南赤阪バイパスの整備状況についてお伺いいたします。

一般国道309号線は、大阪市から南河内地域を経由して三重県熊野市に至る、延長約150キロメートルの幹線道路であります。しかしながら、村内の国道309号は沿道に赤阪小学校や連担した住居や工場があり、大阪府と奈良県を往来する車両やダンプカーやトラック、バスなど大型車両が通行するにもかかわらず、歩道が未整備であり、また道路幅員も狭小であるために、歩行者や自転車の通行に著しく支障を来している状況であります。

このような状況及び将来の交通需要の増加に対処するために、大阪府では国道309号を河南赤阪バイパスの整備を進めていただいているところであります。現在大阪府は、河南

町の大型スーパーオークワ周辺から川野辺の府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線との交差部までの間、約700メートルの工事はあちこちで、外から見る限り進められております。詳細については何もわかりませんので、河南赤阪バイパスについての進捗状況をお伺いいたします。

明快なる御回答をお願い申し上げます、私の3件についての質問を終わります。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 千早赤阪村の今後の村づくりについて御答弁申し上げます。

4年前、住民の皆様から引き続き千早赤阪村を何とかよくしてほしいという期待を受け、村長として三たび当選させていただきました。そして、井上議長を初め、議会の皆様と力を合わせ身を切る改革を断行しながら、地域の活性化や教育施設の充実など住みよい村づくりに心血を注いでまいりました。

この4年間で振り返りますと、財政の面では黒字を維持する、次世代に負担を先送りしないことを基本に、健全で規律ある財政運営に取り組んでまいりました。政策創造の面では、市街化調整区域の要件緩和に道筋をつけるなど、住宅と企業の誘致という村の将来の成長戦略に向けた条件整備に力を注いでまいりました。また、多くの村民の皆様から千早赤阪村に住んでよかったと言ってもらえるよう、子育て支援やがん対策、教育力向上に向けた取り組みなどを進めてまいりました。

過疎指定を受けておりますが、これまで財政健全化を最優先に村運営を進めてきた結果、合併破綻時とは打って変わって、村は変わってきたとの手応えを感じております。そして、村をよくしたいという信念は日に日に強くなり、この調子で頑張れば実現できるという確信に変わりつつあります。今後とも、微力ではありますが、村の未来を切り開くため全身全霊を傾注してまいりたいと思っております。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

今の答弁をお聞きしていると、村を何とかしたい、村の未来を切り開いていくんだという強い信念で行政運営を続けてこられたという思いがひしひしと伝わってまいりました。そうした信念があればこそ、多くの方が夢物語と思った市街化調整区域の要件緩和も、実現に向け大きな一歩を踏み出したのではないのでしょうか。

そこで、4期目の今後の4年間はどのような施策を考えられているのかお伺いいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 最優先に考えるべきは、村民、職員がこれまで苦勞して守ってきた財政規律をしっかりと堅持し、黒字を生む筋肉質な体質を継続していくことだと考えております。そのことを心に深く刻みながら、次なる4年間はしっかりとした施策を構築し、スピード感を持って具体的な成果につながる取り組みを進めてまいります。

具体的には、人があふれる元気な村をつくるため、市街化調整区域の要件緩和を起爆剤に、住宅と企業を呼び込む取り組みを進めます。これと並行し、歴史、観光のにぎわいづくりの拠点づくりや新たな仕事の場の確保、休耕田を活用した滞在型市民農園制度の創設に取り組むなど、過疎からの脱出に向けた動きも加速化してまいります。

また、住みやすい村づくりを進めるため、新たな公共交通の整備、安全対策のための整備、防犯カメラの設置、安全・安心の施策にも力を入れてまいります。福祉や保健、医療に関しても、この4年間で相当充実はしておりますが、新たに肝臓がんのワクチン予防接種の助成対象者の拡充など、村民の皆さんの健康を守る取り組みにも力を入れてまいります。

村の将来は、次世代を担う子どもたちや若い世代の方にかかっていると言っても過言ではございません。そのため、若い世代の希望と未来が広がる施策を進めます。妊婦健診費用の助成については、府内トップに引き上げるとともに、産前産後のサポート体制を強化します。また、子どもを安心して預けていただけるよう、小学校への学童保育の設置や多子世帯の保育料、学校の給食費の軽減を行います。さらに、学力水準大阪一を目指し、教育力の向上にも取り組みます。

今後とも村の財政状況も踏まえ、単にお金のばらまき施策という発想でなく、厳しい選択と集中を行いながら、いまだこの自治体もなし得ていない過疎からの脱出に向け、新たな挑戦をしてまいります。

○井上議長 質問をお受けします。

○田中議員 ありがとうございます。もう一つ、お伺いいたしたいと思います。

次の4年間についても、限られた財源、資源を重点的に配分することで、財政規律を堅持しながら行政運営をしていかれるということがよくわかりました。そこで最後に、村長として今後どのような千早赤阪村にしようと考えておられるのか、再度お尋ねいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 3期12年、千早赤阪村の再生のため、さまざまな挑戦をしてまいりました。今、村は少子・高齢化の荒波をまともに受け、平成26年4月には過疎指定を受けま

した。こうした厳しい状況ではありますが、マイナス面ばかりに目を向けるのではなく、ピンチをチャンスに変える絶好の機会と捉え、今後の村の目指すべき道をしっかりと議論していくことが大切だと考えております。そのため、村民の皆様と力を合わせ村の将来を考える、（仮称）まちづくり会議を立ち上げ、若い世代に村で暮らすことの価値に気づいていただき、一緒に地域を守っていただきたいと考えております。そして、子どもが笑う、大人も笑う、おじいちゃん、おばあちゃんも笑う、自然豊かで元気あふれる村を実現してまいります。村民の御意見の中には村の人口減少は避けられないといった悲観論がありますが、私は村の中に眠るありとあらゆる可能性を探し出し、それを開花させることで、まだまだ成長できると考えております。まさに、村の未来は今何をするかにかかっております。村を輝かせることで必ず過疎からの脱出ができる、そう信じて厳しい現実立ちすくむことなく、輝ける未来、可能性を信じ、村民の皆様とともに前に進みたいと思います。千早赤阪村をよくしたい、その思いは誰にも負けません。議員皆さんにおかれましても、ぜひお力をおかしいただくようお願いいたします。

○井上議長 要望をお受けします。

○田中議員 ありがとうございます。要望をしておきます。

戦後の大阪をかつてない規模の経済都市、商業都市として復活させたのは、ほかならない府民、民の力であります。村においても、村長の答弁にあったように、まちづくり会議を立ち上げ、村民の力、特に若い力でこれからの村を守ってほしいと切に願うばかりでございます。また、村長の熱い思いで村を不死鳥のごとく復活させていただきたいと思っております。

これにて、村づくりについての質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、高橋理事。

○高橋理事 28年度新地域公共交通実証実験について御答弁申し上げます。

昨年度の実証運行は、9月から10月の2カ月間の40日で328人、1日5便を運行し、1日当たり8.2人。1便当たり1.6人の利用となっております。利用者数の年齢層は65歳以上が約93%を占め、利用目的はオークワへの買い物利用がほとんどでした。

実証運行後のアンケート結果を受け、本年度の実証運行では、1つ目、広報紙やホームページへの掲載、運行チラシの配布、地域回覧での周知協力を依頼するなど、実証運行に関する広報、周知を強化する。2つ目としまして、定路線方式では運行距離や移動時間を短縮し、1日当たりの運行便数の増加など利便性の向上を図る。3つ目としまして、新た

にデマンド方式を運行し、地域に身近な老人憩いの家などを停留所にし、運行機会を増加する。4つ目としまして、村外への移動には実証運行による路線バスの停留所近くまで行くことができることの周知を強化する。以上の4点を改善することとしました。

本年度の実証運行案の概要としましては、8月1日から11月30日の4カ月間の平日を実施期間とし、いきいきサロンやまゆりとオークワを30分でつなぐ定路線方式と予約により運行するデマンド方式の2つの方式で運行することとし、利用料金は無料。年齢制限を設けず、どなたでも御利用いただけるようにします。また、定路線は昨年度の1日5往復から2便増加し、7往復の運行にすることで乗車機会の改善を図ります。

最後に、運行車両は村が調達することとし、10人乗りハイエースタイプを1台購入し、もう1台は7人乗りの公用車を予定しており、定路線方式に10人乗りを、デマンド方式に7人乗りを使用することとし、運行及び予約業務を社会福祉協議会に委託する予定にしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

○田中議員 ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

ただいまの説明を受けますと、定路線方式とデマンド方式の2つの方式により、実証運行していただくとのことで感謝しているところでございます。前回の実証運行では定路線のみでありましたが、なぜ今回の実証運行ではデマンド方式を追加し、2つの方式で運行するようにしたのか、この点についてお伺いいたします。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事 昨年度実施しました定路線は、全ての公共交通空白地をつなぐ形で運行しました。今回の定路線は前回のコースをベースとするものの、利用目的のほとんどがオークワへの買い物であったことから、利用目的の増加を図るため、村内の公共施設に停留所を設け、既存路線バスとの交通結節点である小吹台、及び森屋、オークワをつなぐ形で運行することとしました。また、実証運行後のアンケートにおきまして、オークワまでの運行距離や移動時間が長いとの意見を多くいただきましたので、約30分でつなぐようにコースを短縮し、改善を図りました。

今回追加しましたデマンド方式は、現在社会福祉協議会が実施しておりますいきいきサロン送迎事業をベースとし、公共交通空白地に停留所を設け、いきいきサロンやまゆり、いきいきサロンくすのき、保健センター、森屋に行くことができるようにし、定路線のコースを短縮することに伴い補完としての機能を持たせるため、運行することとしました。

以上です。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

再度お聞きいたしますけど、前回の実証運行の結果を踏まえて改善すべきところは改善し、今回の実証運行案を構築されたことは理解をいたしました。地域公共交通は地域の特性や住民のニーズを踏まえ、一人でも多くの村民に利用していただくように、創意工夫を重ねていくことが重要であると思いますが、もう一つの重要な点といたしましては、将来にわたり持続可能なシステムを構築することが重要であると思っております。

そこで、今回の実証運行では料金を無料にするとのことですが、適切な受益者負担の観点からは利用料金の設定の検討も必要と考えますが、この点についてはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○井上議長 高橋理事。

○高橋理事 今回の実証運行は、魅力ある新たな公共交通網づくりと新たな利用者獲得を目指し、利用料金を無料にすることでお試し期間として気軽に御利用いただき、多くの方に乗車体験をしていただくことで地域公共交通への理解を深めていただくことと、運賃が足かせとならない場合での最大での利用者数の見きわめに活用したいと考えております。地域公共交通協議会の事務局を担うまちづくり課としましても、議員御指摘のとおり、適切な受益者負担の観点から利用料金の設定の検討は必要と考えており、今回の実証運行後に、本格運行に向けた検討を行っていく予定としておりますことから、既存路線バスの運賃や他の地域公共交通の実例を勘案しながら、地域公共交通協議会において検討していただくこととしております。

以上です。

○井上議長 要望をお受けします。

○田中議員 ありがとうございます。要望しておきます。

地域公共交通の運行は、千早赤阪村の活力に寄与する非常に重要な施策であると、私は認識しております。今回の実証運行後には本格的な運行に向けた検討を進める予定であると聞いておりますが、財政負担を勘案しながら本村の実情に応じた地域公共交通を構築することは簡単なことではないことは、私は理解しております。村民の利便性を向上させるためにも、多くの村民が魅力を感じ、満足して利用できるような運行を一日でも早く実現していただくことを要望しておきます。

これにて2点目の質問は終わります。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項3番目の答弁者、西川理事。

○西川理事 国道309号河南赤阪バイパスの整備状況について答弁を申し上げます。

国道309号河南赤阪バイパス整備事業は、大阪府財政再建プログラム案により事業休止となっていました。議員お示しの2期区間につきましては、平成23年度末の大阪府都市整備中期計画案で事業再開となりました。これを受けまして、平成24年、25年度に埋蔵文化財調査を実施し、平成26年度から本格的に道路改良工事に着手しています。現在はバイパスと立体交差する河南町道の地下化工事や水路の改修工事をほぼ終え、路側擁壁の築造と盛り土工事を進めているところと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

○田中議員 ありがとうございます。

奈良県側では現在、京奈和自動車道の未供用区間の整備が進められており、平成28年度には御所市と五條市の間が開通するとの報道がなされております。この開通を契機に、奈良県橿原市と和歌山市の間が一本の高速道路でつながることから、国道309号を利用して、大阪、奈良間を行き来する車両の増加が見込まれていると、私は思っております。このような交通環境を改善するためにも、国道309号河南赤阪バイパスの早期開通が待ち望まれております。

そこで現在、大阪府が工事を進めている2期区間の完成時期をお伺いいたします。

○井上議長 西川理事。

○西川理事 今後は道路舗装工事、交通安全施設工事を順次進め、平成29年の供用開始を目指していると聞いております。

以上です。

○井上議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。要望しておきます。

文化財調査に2年もかかりましたが、既に完了しているとのこととあります。26年度より本格的に工事に着手していただいていると聞き、安心しているところでございます。車両の通行も増加していることから、一日でも早く完成を願う一人であります。ありがとうございました。

これにて私の3件の質問は全て終わります。ありがとうございました。

○井上議長 6番目の質問者、浅野議員。

○浅野議員 4番、公明党浅野利夫でございます。議長通告に基づきまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目、新庁舎建設についてお伺いします。

本年3月8日に第1回庁舎建設特別委員会が開催されました。そこでは新庁舎建設の進捗状況について、これまでの経緯や今後のスケジュール案について説明があり、基本設計が大幅におくれているため、9月に新庁舎基本設計の策定実施設計策定業務に着手するとの報告でありました。

村民への周知は昨年8月ごろの村広報紙に、村民の命と暮らしを守る新庁舎を目指して特集1で掲載されており、私も今までの行政からの説明で何の疑義を挟むこともなく、現庁舎の位置は急傾斜危険区域であり、庁舎の建設は無理であると住民の方に説明してきました。

5月19日に開催されました第2回庁舎建設特別委員会において、新庁舎建設の見直しに言及され、再検討の方向性案が示されました。このときは質疑応答はありませんでした。5月27日第3回目の委員会があり、私や他の議員からも、なぜ今になって急な見直しが必要となったのかや計画が甘かったのでは等々の質問がありました。また、27日から29日にかけて5回にわたる住民説明会が実施されていましたが、私も全ての会場に足を運んではいません。

そこで、今回の建設計画の見直しに至った経緯や今後の方向性についてお聞きしたいと思います。

1つ目が、なぜ急に計画の見直しが必要となったのか、その主な理由は何なのか。

2つ目、想定外の工事は当初案では把握できなかったのかどうか。

3つ目、くすのきホール周辺として決定したいものを変更するには庁舎建設検討委員会の承諾は必要ではないか、また手続はどのようになるのか。

4つ目、今までの経緯を踏まえて、住民説明会では何人の方が参加されていたのか、そこではどのような意見が出ていたのか。

5つ目、基本設計はプロポーザル方式で決定した株式会社内藤建築事務所で担当してもらっていたが、今回の見直しの代替案1や2になっても同じ業者に委託していくのかを伺います。

2つ目の質問であります。

食品ロスの削減に向けての取り組みはについてお伺いします。

飽食の時代と言われている近年、食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは製造過程で発生する規格外品や家庭、スーパー、ホテルやレストランなどあらゆるところで見受けられます。日常生活の中でも、食べ残しを腐らせてしまったり、食べ忘れて封を切らないまま期限が過ぎてしまったり、もったいないと思いながらも仕方なく捨ててしまう経験は誰もが一度は経験していることと思います。東京23区の家庭から1日に捨てられる食べ

物の量は、アジアの50万人以上の人が1日に食べられる食料に匹敵するとの報告もあります。2015年の調査によりますと、世界の飢餓人口が7億9,500万人であるとされており、農林水産省の資料によりますと、日本では年間2,801万トンの食品廃棄物が発生したり、このうち4割近い642万トンが食品ロスとして推計されております。食料自給率が40%を切った日本で、多くの食べ物を輸入に頼りながら、大量の食べ物が捨てられているのは、健康な社会の姿とは決して言えないと考えております。

そこで、次の2点についてお聞きします。

本村においても、小・中学校や幼稚園など学校給食での食品ロスの発生はないのか。また教育施設で食育、環境教育などを通して、食品ロス削減に向けた啓発活動を進めるべきであると考えますが、いかがなものかお伺いします。

2つ目、本村の災害用備蓄品について、アルファ米や飲料水などの賞味期限が過ぎている物品はどのようにしているのかお伺いをいたします。

以上の2点、的確な御回答をよろしく願いいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 新庁舎建設について御答弁申し上げます。

まず、なぜ急に計画の見直しが必要になったのかということについては、昨年10月30日に基本設計等の業務委託契約を締結し、本格的な作業に着手いたしました。その後、これまで庁内での調整を行い、施設の概要が固まってきたことや開発許可等の法令規制に伴う関係機関との協議を進めていく中で擁壁等の課題が明らかになり、こうした課題への対応も含め、新庁舎建設に係る概算事業費として約29億円という数字が出てきたのが4月に入ってからでしたので、財政収支見通しを考えると現計画案のままを進めることは難しいと判断し、今回の見直しとなったところでございます。

次に、想定外の工事は当初案でわからなかったのかということについてでございますが、擁壁の安全性については目視では判断することは困難であります。開発協議を進める中で擁壁の調査が必要とされ、3月3日から4日にかけて既存擁壁のコア抜き調査や露出調査を行い、その結果が判明したのが3月末でしたので、当初案では想定していなかったところでございます。

次に、新庁舎建設検討委員会についてでございますが、5月19日に第9回の検討委員会を開催し、計画見直しについての説明をさせていただきました。さまざまな御意見をいただきましたが、本村の財政規模から見て、今ここで立ちどまるのは賢明な判断ではないかと御理解をいただいたところでございます。今後は計画の見直し案について必要に応じて説明を行い、御意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

次に、住民説明会の参加人数でございますが、27日の旧小吹台小学校区が115人、28日の旧赤阪小学校区が53人、旧多聞小学校区が38人、29日の旧千早小学校区が27人、全域が77人、合計310人の方に御参加いただきました。主な意見としては、これまでの取り組みに対する御批判もいただきましたし、建設場所についてもくすのきホール周辺、現庁舎での建てかえ、それぞれの意見がありました。また、保健センターを庁舎にしてはどうかなどと新たな提案もいただいたところです。しかし、参加者も限られておりますので、ホームページや広告紙など、もう少し幅広く意見をお聞きする手法を検討したいと考えております。

次に、設計業者に引き続き委託するかということでございますが、現段階では建築場所が決まっておきませんので、今後の方針も決めておりません。建築場所が決まった段階で、今後の手続やこれまでの作業内容、経費面などを勘案し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○井上議長 質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 私が参加させてもらった住民説明会の中でもいろいろな意見が出ておりましたけれども、改正としては見直しについてはよい方向やということで、いい感触を持っているというイメージを私は感じました。だから、いろいろありましたけれども、見直しは仕方ないなというところであります。今後、代替案の1や2にどういう方向になるかわかりませんが、やはり一人でも多くの意見の集約をお願いしたいと思っております。

参加されておられた方、今310人ということで、何回か同じ箇所を回ってる方もおられましたし、これを有権者に直しますと、大体有権者4,800人ぐらいだと思いますけれど、約6%ぐらいになります。ということは、ほとんどの方が忙しかって来られなかったのか、余り関心がなかったのか、これはわかりませんが、今後の村民の声を一人でも多く吸い上げるために、アンケートを実施するという旨の回答もされておりました。説明会を受けてから、今まで何か検討されたことがあったのでしょうか。また、今後のスケジュール等についてわかっている範囲で教えていただきたいと思っております。これは課長かどちらかで結構です。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 御指摘いただきましたように住民説明会につきましては、ごく限られた方の参加でございましたし、説明会でなかなか意見を言う機会がなかったという方も当然おられるというふうには思っております。

そういったことから、7月号の広報紙に説明会で配付しました資料と、また主な意見等の掲載を予定いたしております。あわせて、その意見を募集する様式等を配付しまして、7月中に意見の募集を行いたいというふうに考えております。その後、その意見をもとに代替案等を検討いたしまして、できれば再度、住民説明会を行いまして、年内をめどにアンケートを実施し、そのアンケートをもとに今年度中に最終案を決定したいというふうに、今考えております。

説明会で説明不足という指摘もありましたので、しっかりと情報提供を行いまして議会を初め、住民の皆様の見解をしっかりと聞き、説明責任を果たしながら今後進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 まだ結果出てませんので、住民の方の見解が代替案の1または2になるんかわかりませんが、しっかりとまた説明をしていただきたいと思ひます。

要望ですけど、村長はこの3期12年間の間、財政の立て直しということで必死で取り組んでこられました。私もそのことはよく知っております。村長自身も、みずから語ってございましたけれど、必死で営業活動、これは自分の商売の営業じゃなくて、行政面での営業活動をしているとみずからおっしゃってございました。その中で住民サービスを優先するがゆえに庁舎の建てかえは後出しになってこられたというの、これも事実です。今では基金もふえました。これから新庁舎の建設にかかろうとしたときに、いろいろ想定外が出てきたということなんですけども、やはり熊本の地震、また災害が今あちこちで起こっていることを考えて、何とか早く庁舎を建てて、住民の安心・安全を図ろうとされておりましたが、住民の見解がやはり二の次になっていたのではないかと私は思っております。

私も住民の方から議会として何やっててんのお叱りも何回も受けました。言葉には猪突猛進という言葉があります。村長はいのししの年じゃないと思ひますけれど、今までの勢いのままで進んできた、そのとおりの村長だということで、何とかしなければという思いが突き進んだ猪突猛進に当たるんじゃないかと思ひます。私はこの猪突猛進でも、勢いはいいんですけども、この猛進の猛、これはたけだけしいという意味ですけども、今までのやってこられた村長はこの猛進の猛が盲目の盲を使った猪突盲進ではなかったかなとふっと考えたことがあります。

5日後に迫ってまいりました村長選挙、14日が告示日であります。4期目を目指される村長、これからもしっかりと私は支えていきます。必ず勝つてこの村をよくしていただきたいと思ひます。高齢化率が40%を超えたこの千早赤阪村、住民とのしっかりと対話

によりまして、またこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。これは要望です。よろしくお願ひします。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、北浦教育課長。

○北浦教育課長 災害用備蓄品の件も合わせて、私から御答弁申し上げます。

学校給食センターでは、調理食数に合わせて必要な食材の量を購入しており、調理時における食品ロスはありませんが、学校給食の食べ残しはあり、毎日その量を集計し、把握しています。この量は、他市町に比べると非常に少ない状況です。学校では栄養教諭及び学級担任が、給食はおのおのの年齢に応じた成長のために必要な栄養摂取量の献立としていたり、生き物や生産者のおかげで食事ができていることなど食育指導をし、できるだけ残さず喫食するよう努めています。

また、幼稚園、小学校では毎年学校給食センターの見学を実施しており、見学後には園児、児童の食べ残しが少なくなるという効果があらわれています。さらに、幼稚園では園児に嫌いな食べ物を少しでも食べることができるよう指導しています。このような取り組みが学校以外でも食品ロスの削減に役立っていると考えており、今後も継続していくこととしております。

次に、災害用備蓄品についてでございますが、賞味期限の近い物資につきましては、毎年旧小学校区単位で行っております千早赤阪村消防団と消防分署との合同防災訓練に参加いただいた住民の方に配布いたしております。また、地区ごとに独自で行っている防災訓練につきましても、要請があれば提供させていただいており、可能な限り有効に活用できるようにいたしておりますが、それでも残った物資につきましては、やむを得ず廃棄している状況でございます。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 いろいろと話をさせていただく中で、小・中、幼稚園これも学校別で食べ残しの残量、きっちりと調査されておることがわかりました。4月から4、5、6、これは幼稚園とかは最初は多いんですけども、かなり11月、12月になるにつれて、やはりこの残量が少なくなっているということがはっきりと見てとれます。しっかりと学校給食で各先生方、また教育委員会の中でもその辺をしっかりと教えていただいているんだなと思っております。

災害用の備蓄品につきましても、期限切れの前に防災訓練とか各地域でやってるところに渡して使ってもらっているということもわかりました。

あと、一番多いのがやはり家庭からでる食品ロスじゃないかなと思っております。今まで村として、そういうそれについて何か取り組みを考えたことがあるのか、ないのか、また今後そういう周知する必要があるのかないのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思いますが、どなたかお願いします。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 家庭から出す一般ごみにつきましては、南河内環境組合で市町村のごみシール制を実施いたしております。それでごみの減量化に努めているところでございます。それで、食品ロスについての広報などについては、今後の検討課題の一つであると考えております。

以上です。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 あと要望と思ったんですが、ごみじゃなくて食品ロスのことですので、この担当はどなたになるんでしょうか。ちょっとこれについて、今聞いているんですけど。もうなければ、今後また検討していくということになるんですけど。これはどの担当課になるんですか。食品ロスのことです。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 本村独自で食品ロスの取り組みっていうのは、具体的にはできていない現状でございます。村として消費者の関係で、富田林さんのほうに協定を結びまして消費者センターということで設置をいたしております。その中で、メインにつきましては、消費生活の関係の苦情であったりとか、その辺の相談をメインの業務として実施をしておるところでございますけれども、広く食品ロスの部分についても、具体的な啓発、削減に向けた啓発についても提案をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 ありがとうございます。

私が最後ですので。学校給食につきましても、生徒数、児童数が少ないので余らないということがよくわかって安心した次第であります。皆さんもよく御存じやと思いますけれども、環境分野で初めてのノーベル賞を受賞しましたケニアの女性ワンガリ・マータイさん、この方がもったいないということを世界に広めてくれました。私も子どものころから親から、もったいない、もったいないということで盛んに言われた記憶がいつまでも残っております。学校でもあらゆる機会を捉えて、新しい新入生どんどん入学してきますので、食事の、食の大切さということを今後も教えていただきたいと思っております。

以上、要望としておきます。

○井上議長 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

松本村長より御挨拶がございます。

○松本村長 本日はどうも御苦労さんでございました。

私の3期目の最終議会でございましたが、ただいま終わりました。

庁舎問題では、議員の皆様にはいろいろと御迷惑をおかけいたしました。先ほど浅野先生の言葉ではございませんが、いわゆる猛進をやめ、着実に進みたいと考え、再度立候補させていただきます。私、当村は調整区域の運用緩和という状況ができましたので、これから新しい村づくりの可能性が出てまいりました。今までと違った意味で、村の活性化に進みたいと思います。また当選いたしましたら、よい村づくりに進みたいと思いますので、ぜひ皆様の御支援をお願いし、6月議会での最終の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○井上議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成28年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

長時間どうも御苦労さまでした。

午後0時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 井 上 昭 司

議 員 関 口 ほづみ

議 員 徳 丸 幸 夫